選挙市民審議会第７回全体審議会議事録
2017 年 10 月 25 日（水）14:00－17:00
参議院議員会館１階１０２号室
選挙市民審議会全体審議会　議事録
出席委員　片木淳　只野雅人　三木由希子（以上共同代表）
　　太田光征　桂協助　小澤隆一　田中久雄　林克明
委任委員　石川公彌子　大山礼子　桔川純子　小林五十鈴　小林幸治　坪郷實　濱野道雄
　　山口真美
欠席委員　太田啓子　北川正恭　小島敏郎　武井由起子　山口あずさ
事務局　　城倉啓　岡村千鶴子　丸井英里
傍聴市民　一名

城倉啓：選挙市民審議会の第７回全体審議会を始めさせていただきます。今日は議長役を三木代表にお願いしております。よろしくお願いいたします。
三木由希子：はい、ではよろしくお願いします。まだいらしてない方、これから来る方いらっしゃいますか。わかりました。冒頭のご挨拶が必要ですか。それとも単刀直入に始めますか。
城倉啓：お任せします。
三木由希子：分かりました。それでは結構内容が多いのかなと思いますので早速入りたいと思います。それでお手元の黄色い紙が今日の議題が書かれています。最初に「前回議事録と共同代表者会議議事録の確認」ということになっていますので、最初の二つの資料についてこれは事前にメールで確認済みということなので、今までご異論がなければこれで確定ということにしたいと思います。みなさんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
　それでは次に議題が部門ごとの答申案というものが出ているんですけれども、こっちに多分時間かかると思いますので、最初に後ろの方の申合わせの改訂の方を先にやって、その後に目次立てを確認した上で、答申案の検討に入るということでよろしいでしょうか。そうしましたら、一番最後ですね、F「選挙市民審議会申合せ改訂案」というものが出ております。これは城倉さんに説明いただくとよろしいですか。はい、ではお願いします。
城倉啓：資料の F なんですけれども、部門を廃して全体審議会のみにするということから、その観点からこの改訂を行いたいと思っております。ですので「全体審議会」という単語を「本会」という形にしております。それと「共同代表者会議」。「共同代表者会議」しか議案を提案できない体裁になっていたので、それを各委員が議案を提案できる形にしております。それと「実務者」というのがあったんですけれども、この実務者を廃して事務局が実務者であると、そういう風な形にしております。その点に合わせて事務局である者は委員を辞めるということをとりプロとしては考えております。後は部門ではなくて、「作業部会」が

適宜あれば良いじゃないかと、7 条というところに載せておるわけですね。「作業部会の設置及び廃止」というところですね。それと後ポイントとなるのは、事務局から本会に議案を提出できるということを一つ加えております。定足数のところは、「本会」としただけですね。肝についてはそういう形。そして最後に、改訂の日付ですが 12 月 14 日の全体審議会のところで行こうじゃないかと。ですので何か論点がありましたら教えていただいたり、11 月 30 日もありますので、そこで継続審議しても良いのではないかなと思っています。大体、改訂の肝はそのようなところにあります。

三木由希子：はい、ありがとうございました。そうしたらまず質問とかお気づきの点がありましたらお願いします。

片木淳：いいですか。施行期日は、附則のところが残るんでちょっと気になったんですけども、ここはどうなるんですか。改訂が施行の日ですか。実質的にはいつをお考えなんですか。１月１日。

城倉啓：はい。実質的には 1 月 1 日ですけれども、12 月 14 日でも良いかなとは思っていますが。こういう場合はどういう風にすれば良いんでしょうか。附則のところに「改訂した日より施行する」とかした方が良いですか。「12 月 14 日改訂の日より施行する」などと書けば良いでしょうか。それとも一番最後の附則のところは全削除するのでしょうか。最初の「2015 年 11 月 30 日より施行する」というのは。どういう書きぶりが法的には良いのか、ちょっとここは良く分からないです。

三木由希子：すいません。まず整理なんですけど、この申合せが有効になるのは次期からということなんですよね。今期はこのまま行くっていう話ですよね。だから少なくてもすぐに変えなきゃいけないっていうよりも、次期が始まった段階で有効になるっていう前提じゃないとちょっと変な話になると思いますね。

片木淳：ていうことは 12 月 1 日ということになりますか。

城倉啓：１月１日です。

片木淳：いやいやあれは 11 月 30 日でしょ。二年前は。するとここ 30 日じゃないですか。

三木由希子：次期はいつからですか。

城倉啓：１月１日から 12 月 31 日ということで、2017 年の 12 月 31 日までが任期だという理解だったんですけども。

片木淳：では、あれですか。2018 年 1 月 1 日改訂と。前と同じにのるんじゃないか、実質そうなっているのであれば 1 月 1 日で良いんじゃないですかね。書き方は、ちょっとどうですかね。六法なんか付録で昔の経緯を書いてある。

只野雅人：書き足していってますね。

片木淳：だけどこれは線を引いているでしょう。どれが改正案か分からないという感じですね。もう全部きれいになって、この線が全部なくなったやつが本当の意味での改訂申合せになるわけですね。ということは、これは見え消しで良いと思いますけども最終的なやつは消したやつを全部きれいにして本文だけになっちゃうんですね。そして、そこを重ね合わせて

おいてこの申合わせの改訂、ある程度分かるように、「2018 年１月１日に施行する」と。
　それとね、ちょっと気になることで、細かい話なんですけれども、２条あたりの一字下げとか並んでいるところ、全部「本会・・・」「の・・・」「に・・・」「し・・・」と並んでますね。（目的）の２条の「本会の」、ここが縦に全部同じ行ですね。普通ずらすんです。細かく言えば。でないとちょっと変な、というのは後の２項とかに出てくるんで、ことになる。言いたいことは、もしガチガチに何となく規約みたいな感じで法令文書であるという風に思わせたければね、こだわりませんけども、市民審議会だから良いんだけれども、そういう人もいるかもしれない。もし、こだわりたければ法文か何か見て、それと同じようにやれば良い。2 項のところも縦に並んでますね。2 行目以降は一字空けた形に。ちょっとそこだけ気になりました。
三木由希子：そうしたらそれは調整なので、形式を調整していただいてよろしくお願いします。それで、確認ですけれども、改訂は 12 月 14 日で施行が来年の１月１日ということで、附則以下の部分は整理をしていただくということでよろしいですね。はい。他に。
太田光征：何でも良いですか。
三木由希子：はい、どうぞ。
太田光征：事務局も兼ねている第２部門の太田です。わたしも事務に携わってきたんですが、今ちょっと気づいた点を申し上げますと、９条の五で、「その他共同代表から指示された職務」とあるんですけれども、その前の７条の六のところで「共同代表者会議が重要と判断する事項」を「本会が」と主語を変えているのに対応しまして、９条の五でも、「その他委員から指示された職務」と広くしておいた方が良いのではと思います。どうでしょうか。
三木由希子：はい。９条の２項の五号ですね。そうですね。まず「職務」のところに「本会は」ということでこの全体の全体の会議であって委員ではないですね。ここに書いてある「職務」というのは。具体的には８条との関係で９条の話ですか。それとも７条の関係でしょうか。８条の６項に「委員は本会に議案を提出できる。」という風にありますよね。それに対して事務局に委員も指示ができますよという風にしたらどうかというご提案ですか。
太田光征：はい、今おっしゃったとおりですね。はい。そうでございます。
三木由希子：わかりました。いかがですか、みなさん、ご意見は。もしありましたら。
小澤隆一：小澤です。この会で活動してらっしゃるみなさんにはそういうことはないと思いますけど、委員が個別に事務局に「これやって」「あれやって」というような申し出をすると事務局の方が大変になるのではないでしょうか。やはり会としての仕事を事務局のみなさんはやられるということなので、ここで９条の五号で、委員から指示された仕事もとなると、ちょっとそれを勘違いして、各委員から個別ばらばらの依頼が事務局に殺到しちゃわないようにするためには、このままで宜しいんじゃないでしょうかね。一応会として「じゃあこれを事務局にやってもらいましょうね」っていうことを共同代表が引き受けていただいていることもあるでしょうから、その共同代表からの指示によって事務局が動いていただく。一応指示系統をそういう風にしておいた方が混乱がなくて良いんじゃないでしょうか。

そんな風に思います。

田中久雄：田中です。それと指示された職務というのは委員から指示された職務というのは具体的にどういうことを想定されているんですか。

太田光征：何も想定はしておりませんで、ルールを広くした組織というだけでございます。

田中久雄：イメージがちょっとよくわからない。

三木由希子：普通だと例えば、「その他、共同代表者会議が必要と認めたこと」とか「事項」とかですね。割と包括的に書いてあることが多くて、具体的に「指示」とか書かないことの方が、一般的なルールでは多いかなと思います。だからそこは少し包括的に書いておいて、必要に応じて委員からのリクエスト、ここの例えば委員からのリクエストでお願いされて、それを履行するというようなことはできますよね、という風に含みを持たせておけば小澤さんのご懸念のようなことは起こらないのかなとは思いますけど、いかがですかね。

太田光征：そういう趣旨のことであれば良いと思うんですけど。

三木由希子：それと、すみません、関連で言うと、事務局の９条２項の六号ですけれども、「本会への議案の提出」というのは事務局が議案を提出するということになるということですよね。「委員が本会に議案を提出できる」ということを８条で追加をしているので、事務局を介さずに議案が出てくるのですかね、これは。そうすると議案のとりまとめと議案の提出権限というものが結構ごっちゃになっているような印象を受けるんですけれども、それはどういう整理になるんですかね。

城倉啓：ごっちゃになるというのは、委員から議案が出ること、それから事務局から出るということ、この二通りのみでございますが。つまり、色んな委員から来られるからごちゃごちゃになるというご懸念ですか。

三木由希子：いや、当日になってみないとどの議案が出るのか分からない可能性があるっていう、そうなるっていうように読めてしまうんですけど。

城倉啓：確かに極端な例で言えばそうなるというように思いますけど、その時には「じゃあ次回にこれはやりましょう」みたいな形の運用でどうでしょうか。今日出たばっかりのものをその場で議長が中々取り捌けないと。ただ取り捌ける場合もあるかもしれない。その場でという運用の仕方でいかがでしょうか。

三木由希子：混乱が無ければそれで良いとは思うんですけれども。普通は議案でこうやって急に出てくるのは動議みたいな話になるんですね。まあそれはそれでアリかなと思いますけれども。

田中久雄：田中ですけど、提出というのは委員の提出というのと、ちょっと何かだぶるというか、二つがその辺で錯綜するような感じもあるということですね。事務局が提出というとちょっと何か委員との関係も難しい、ちょっと複雑になるのかなと。議案の提案とか何かそういう提出じゃなくて。１ランク置くっていうんじゃないけれども、共同代表なり、あるいは直接審議会に提案するというね。もうちょっと 1 ランク、ソフトな感じで表現したらどうかなと思います。

城倉啓：事務局側としては反対のないところでございます。「提起」ぐらいで良いですか。
田中久雄：「要請」とか。
城倉啓：「要請」だとちょっと強い感じがしますが。もしみなさん良ければ一段下げるという意味で、「提起」ぐらいが。
三木由希子：いや、多分ですね、事務局の役割としては議案のとりまとめみたいなものをしていただくのが事務局っていう、これまでの役割だったとは思うんですね。なので議案のとりまとめみたいな範疇でこれまでと多分同じだろうと。議案をどこで決めるかということが問題で、事務局にしましょうというのがこの提案だと思うんですね。これまで共同代表者会議だったのが、そのとりまとめを事務局が行って、事務局が提案をする、提出をするということにしましょうというのが今回の改正内容ですよね。
片木淳：ちょっと良いですか。さっきの 8 条の 5 項との絡みなんだけれども、委員の提出権は書いてあるんだけれども、これは結局元の提出権は共同代表者会議にあるということですね。それ書いてないじゃないですか。5 条かどこかに無いといけない。8 条は委員の規定だから。それで権限を二つ持たせる、共同代表者会議と委員と。共同代表者会議は事務局を使える。委員は出てきてやる。その二つにして、事務局の役割は、だから提出じゃなしに、提出は共同代表者会議がやる。事務局は事実上、具体的にはだから準備とか、だからそんなことで良いんじゃないですか。
城倉啓：事務局側が考えたのは、共同代表者会議のみが議案を提出することではなくて、全ての委員が議案を提出することということで、5 条のところで、共同代表者会議からの議案の提出という２項１号のところをカットしているのです。
片木淳：わざわざカットしているんですか。
城倉啓：わざわざカットしている。ですので、今片木代表がおっしゃられたようなやり方もありうるかなと。
片木淳：いや、というのは以前からだったら、じゃあ実際共同代表が提案するね、こうでてきますね、その会にね。本会のように。これ誰が出しているのかという話になったら、委員じゃないでしょ。共同代表者会議の名前で出てくるんでしょ。
城倉啓：現行は正にその通りでございます。
片木淳：いやいや、削っちゃったから委員しか出せないでしょ。
城倉啓：ええ、委員しか出せないですね。
片木淳：だから共同代表者会議が出す権限がない。それぞれ個別に出さなきゃいけない。
城倉啓：代表も委員の一人として出すことができると。
片木淳：そうそうそう。だから委員の一人として出すということは格好としておかしいんじゃないですか。
城倉啓：おかしいんではないかと。ということは共同代表者会議というのを残しておいた方が良いと。
片木淳：であるからこの事務局に命令出せるわけでしょ。９条２項の五号でね。というのが

普通われわれやってることでしょうね。

三木由希子：今度から部門がなくなって全体の会議だけになるということなので、事実上はその都度前の会議で次何しましょうかって決めることにはなるのかなと思いますけれども。そうですね、片木代表がおっしゃったようなやり方が割とオーソドックスな方向ではあるので、整理をしやすいといえばしやすいかなと思いますが。

城倉啓：では今言われたことをまとめて、もう一回こちらで整理してからお出しいたします。12 月 14 日を目指すので、今日のところは他議題のお話し合いをよろしくお願いいたします。

三木由希子：それではよろしくお願いいたします。

次に全体の構成を少し確認した方が良いと思いますので、答申作成までの日程、答申案の体裁、目次立てについて、それも城倉さんからざっと説明していただいた方が良いですか。はい、お願いします。

城倉啓：資料の E というものでございます。作成までの日程についてはここに書いてあることを考えております。それと最終答申の各種体裁という形で、１．２．３．４．前とちょっと順番を変えていますけれども、４番目のところが狭い意味の最終答申ということでございます。みなさんがたに作っていただくのは詳細版。ウエブサイトにはページを気にしないで載せられますので、こちらを作成していただく形で、特に参考資料なんかを載せたいなと思っております。

こちらの骨子版につきましては、冊子版の一部分が骨子になっておりますので、そのまま引き抜くと。簡約版につきましては、事務局が作成するという形です。それで冊子版のところが一番大事なところで、分量を 128 ページという形にさせてもらいたいと思っています。体裁は 2 ページ目、3 ページ目、4 ページ目。これは目次を若干手直ししながら作ったものなんですけれども、「表紙」。「はじめに」の部分は片木代表に書いていただこうと思っています。それと「目次」が 2 ページあって、執筆担当と今書いてあるのは便宜的なものなんですけれども、2 ページに渡って目次を載せると。この目次立てで良いかどうかも議論の対象ですけれども、共同代表者会議としては、「選挙制度」、「選挙権・被選挙権」、「選挙運動」、この三本柱で行こうというような形。そしてこの三本柱を受けて、選挙制度。これ大きい順に並べております。国政の選挙制度、そして首長、都道府県、市区町村。下線が引いてあるのは中間答申で出しているものです。ですから都道府県、市区町村選挙については、丸ごとそのまま載せるという理解です。そして選挙権・被選挙権もここに書いてあるとおりでございます。この順番で良いのかどうかも、もちろん議論の対象でございますので、話し合っていく中で、この方が良いんじゃないかというのがあれば教えていただきたい。ここでは「供託金の廃止」が丸ごと載る予定であります。選挙運動といたしまして、ここも罰則規定の移動をどこに入れるかというのは、ちょっと今不安定なところもあるんですけれども、仮に入れるとすればこの辺りかなってところです。そして選挙運動規制の話。ここも非常に大きな問題も残っておりますが、小林幸治委員に大体頼んでいるところなんですけれども。一つは

中間答申でかなり入れ込んでいるので、これを抜本改正の場合は全く要らない、例えば文書図画の問題とインターネット選挙の問題は重なってくるので丸ごと要らなくなってしまう可能性も無きにしも非ずなんですね。ここも議論の対象ではあるという風に思います。それと「候補者の選挙運動に対する公費負担」のところでは、「政見放送」「選挙公報」。それと「公営の立会演説会の復活」が中間答申に入れているので、この扱いについてもどうしようかなというところですね。そしてこの「公営の立会演説会の復活」と「第三者主催の公開討論会」というものを一つに纏めてこの前中間答申で出してますので、これ纏めた方が良いのか分けた方が良いのかも話の中身になってくると思います。

あと、題を未定にしておりますが、「企業団体献金の全面禁止」はすでに中間答申に出しています。今日、政党助成法のことを三木代表から資料としていただいておりますけど、ここをどういう風な括りで題を付けるのかということも、議論の対象です。あと、「展望」としてはここを三木代表に書いていただく予定ですけれども、項目を列挙しておりますが、この列挙で良いのかどうか。他にもあるのではないかというような言い方もあると思いますので、ここも話し合っていただきたいところです。

ただ大まかな流れとしては、これで理解していただければなという風に思ってます。その他 4 ページ目のところは、もう当たり前のことが書いてあって、「⑥本文」のところが最終答申の中身でありますので 100 ページ以内で全部収まれば良いなと、そんな目処で考えております。大体私の方からは以上です。

三木由希子：はい、ありがとうございました。そうしたら最初に確認しておいた方が良いのかなという点はですね、中間答申で書いたものについて最終答申で本筋としては入れて良いんじゃないかという風に思いますので、そこは中間答申ですでに纏まっているものも含めて最終答申にするかどうかっていうところで皆さん、もしご意見があればと思いますがいかがでしょうか。「両方読んでください」とは中々言えないので、含めるのが筋かなと思うんですけれども。そうすると城倉さんのご懸念は基本的には無くなるということになると思いますが、何かそうじゃない方が良いっていう方がおられたら。では取り纏めるということでよろしいですね。はい、わかりました。

それからあと項目立て等などでもしご意見があれば、「５」番の題が未定ということになっていて、ちょっとやや全体の流れからすると注意をしたい感じの部分であると言えばある部分なので、ここで議論して決めるというよりは誰かが決めて提案するしかないのかなと思っていますけれども。次回までにそこは提案をするということでも良いですかね。結果的に私が担当してる部分が多いので、全体を考えて私が提案することかなとも思いますので、それで良いでしょうか。今日は特に案を持ち合わせていないので。

あともう一つ「展望」の部分については、ここに挙げているような項目を列挙する形にするか、それとも次期についてそれこそ方向性というか、それだけを書くのか、いくつか選択肢があると思うんですけども、もしある程度具体的に列挙するということであれば、今日か次回の段階である程度これをやりたいというものを皆さんに出していただくということに

なるのかなと思っています。展望についてはある程度項目を書き込むか、それとも書き込まないかということをご議論いただければと思います。

太田光征：はい、太田です。政党助成金について、今回の衆院選直前になって新党ができて既成にある政党がそこに移ることになって、どうも政党助成金も移ったようだと言われているんですけれども、そこら辺の規制強化を是非盛り込んでいただきたいなと思っております。

三木由希子：はい、それはおっしゃることは分かるんですけれども、要は、多分その議論をしていくと色んな、たとえば政治資金規正法とかの改正メニューが無いとおかしいとかの話になっていくと思うんですね。なのでゴシックで書いているところ以外にすごく細かく書き込んでいくのか、それともゴシックの部分だけ取り出して大まかな検討対象事項みたいなものでするのかってことが多分選択肢だと思うんですね。政党助成法も、政党が解散したり分裂した場合の交付金の問題というのは伝統的に昔から問題になっているところなので。ですけれどもそれ以外にも多分ここ検討すべきというところがあるんだろうと思うんですよね。なので、できればゴシックくらいで掲げる大項目で追加があるかどうかっていうくらいに、ちょっと議論をとどめたほうが整理はしやすいかなとは思いますけどいかがですかね。細かく思いつくままみんな挙げますか。

今出ている「展望」の要素からすると政治とお金の問題というか、政治にたとえばどれだけ公費を使うかとか、政治がどうやってお金を集めるかという政治とお金の問題と、それから地方分権の問題と、直接民主制と、それから国会改革みたいな話ですよね、大項目で言うと。議会審議の充実というのも、どっちかと言えば国会改革みたいな話になるのかなと思いますので。なので後期のテーマ設定として何か挙げるというのもあるのかなと思いますけれども。

田中久雄：田中です。ここにある「展望」というのは、ここにいくつか箇条書きしてありますけれども、次期の審議会で議論されるであろうというようなことを予め予告しておくという意味合いでしょうか。そういうことであれば、もう箇条書きで、あまり詳しく中身について今の段階で書くということはね、まだ議論もされてない問題ですから、ちょっとそこまで踏み込んでいく必要はないと思うんですね。ただ項目としてこれだけで良いのか。もう少しみなさんに聴いてね、これはぜひ挙げて欲しいというのがあればそれを追加するということは必要だと思いますけど。

三木由希子：そういう方向でよろしいですかね。ではもし今の議論の段階で、こういう大きな項目、項目というか検討対象があるんじゃないかというご意見があれば、今の段階でおっしゃっていただいて次回までにもしあればご提案をいただいて最終答申に提案として入れていくということで良いですかね。

片木淳：ちょっとよろしいですか。気になったのは、これ今ぱっと眺めてですね、選挙市民審議会という名前で選挙制度はまるでなくなるということですかね。制度論もあるし、うちの方で言うと選挙運動規制の問題もあって、これ審議中なのでどこまで今回完成したもの

ができるかどうかはっきりしない。実は方向性と書いてあるものもあるんですね。他の部分でも方向性と書いてないやつにもあるんですね。ちょっと私も具体案がどうってことではないんですけれども、この選挙制度とか選挙運動、広い意味での選挙制度ですね、これ無いですね、この中に。それはちょっとね、何か寂しいなって気がするんでね。というのと現実にも何か残ってるんじゃないかなという気がしますけどね。残るんではないかなという気がします。今日の段階では意見になりますけれども。

三木由希子：そうですね。ここで挙げているのはどちらかと言えば新たにやることというイメージのものが挙がってますよね。政治資金と政党助成法は部分的にはやったということは言えますけど。なので新たにやることとしてはこういうことがあるよと、従来のこともやりますというような、従来の積み残しであったり、さらに深化していった方が良いものがありますというような方向付けでまとめるようにした方がよろしいですね。

片木淳：追加でもう一点、すみません、時間の無いところ。３の選挙権と被選挙権というところですけどね。これもまた版を出したいと思いますけれども、まず選挙権・被選挙権についてはちょっと今までの我々の選挙市民審議会の流れとは違うことがあって、政治参加でしたかね、容易にもっていくという、そういう柱でやってきたことという点が一点で。ただ表題はちょっとあれかなっていうのと、それから順番ですね。これも供託金が一番かなっていう気もするんだけども、要するに３の前語りみたいなのを書くでしょ。その書き方にもよるんだけれども、何を書くのかと。「みんなの政治参加をより容易にして民主主義を…」っていう書き方にするんであれば、そのためにどうするんだという流れになる。やっぱり広いものというか、供託金を出したり、被選挙権年齢の引き下げになるのかな。それから３－６。今日、私の方で用意してありますけれども、この問題。それから少数の方々の問題だから後だという意味じゃないんだけれども、何かそういう順番があった方がね、頭に入りやすいかなって、流れをと。最初から外国人参政権の問題がぽっと出てきたら、ちょっと何か急に出てきたなという印象があるんで。これは中身の書き方の問題とも関連しますけどもちょっと気がつきましたんで後で出来上がりの段階に応じて提案をしたいと思いますけども。

林克明：林です。今片木さんおっしゃいましたけど、３項目目だったらこの順番よりも、供託金廃止というのを持っていった方が、ここが何をやっているのかっていうのがすごく分かり易いんじゃないかと思います。

三木由希子：はい、そうしたら３番に関しては、４、５、６を１、２、３にして、１、２、３を４、５、６にするという整理をしていただくということですね。多分同じようなことは４－３の選挙運動規制の廃止とかも、どの順番で並べるとより良いかとか、色々と、ここは番号ついてませんけれども、並べ順みたいなものとかは、おそらくそれぞれここを特に最初に読んで欲しいとか、ここを一番やっぱり今回ターゲットにしたいとか、色々あると思いますので、そこは最終的には順番を調整することを検討しても良いのかなと思います。

４－３だと、何が一番なんですかね、これは。公務員の選挙運動が一番最初に来るというのもちょっと読み手としてはピンと来ないかもという気がするので、インターネット選挙

とか戸別訪問とかですね、良いのかなと。インターネット選挙とかだと一般的にも今インターネット選挙ということが割と理解されているというか、そういう課題があることが理解されているので読みやすいとか、色々あると思いますので、ここは少し並び順を小林さんと相談したらどうですかね。ちょっとお聞きいただければと。

只野雅人：後でまた具体案のところでお話しますけど、２の選挙制度のところなんですが、大きく分けると衆と参と全体に共通した問題と三つあるんですね。ですから、これ一つは国政と地方を大きく二本立てにした上で、あとそれぞれで案に合わせて項目を立てていただける方が読みやすいかなという感じがしています。中身は後でちょっとお話しますけど、実際書いてみると衆参つながっているところもあるので完全に分けるよりはまず問題点として全部言って、次に改革の方法として全部言って、提案としても全部まとめてと。こういう形になってくると。ちょっと後でそこを含めてご議論いただければと思います。

三木由希子：わかりました。そしたら２は、実際の答申案の内容に即して項目立て調整するにしても、２－１で国、２－２で地方で、２－２の下に小項目としてこの三つがぶら下がるというような整理をするということで良いでしょうか。

他に何かお気づきの点、気になる点あるでしょうか。

田中久雄：あと、選挙権と被選挙権。これ国民ができるだけ政治なり選挙に参加できるような仕組みにするという趣旨の内容に変えるということだと思うんですけど、それに関連して、やはり今回の選挙だけでなくて今の日本の選挙全体に言えるわけですけど、権利はあってもそれを行使しないというね、投票率が非常に低いということは非常に問題なわけですよね。これは次の展望というか、次回の大きな課題にしてもらいたいところですけれども、いかに投票率を上げるかと。そのために一般の国民が政治活動とか政治運動に自由に参加できると。選挙運動の規制やなんかの問題も関係してくると思いますし、もっと広く言うと学校教育とかね、市民教育とか、そういう問題がこれからかなり大きな日本の課題だと思うんですよ。今は非常に政治の中立性ということを何か金科玉条のようにですね、浸透していて中々若い時から小さい時から諸外国に比べてそういう政治活動、政治教育、市民活動というのが教育の中で、現場でやれてないということは大きな問題で、その辺の問題を次回の展望、やることを前提にして展望の中に書き込んでもらいたいということが一つと。

それからこれは政治資金規正法、政党助成法改善の中でも、方向の中に入っていると思うんですけど政党要件の見直しというのがありますよね。これを、供託金もそうですけれども、横串で言うと、政党とは何かというね、正に「政党法」が必要ではないかという、諸外国では実際にそういうことがあるわけですけれども、日本でも政党は何かという、あるいは個々の法律の中でかなりそれぞれ政党要件が決められていて、ごくわずかな大政党しかその恩恵に被らないという状況になっているわけなんで、その見直しと併せて「政党法」というものの必要性ということも、作るかどうかは別にしてやはり議論の対象にしてもらいたいということです。

三木由希子：はい、そうですね。政党要件の見直しというのはどちらかと言うと今の国政政

党だけに助成をする仕組みで良いのかというところから出ている議論ですので、多分政党要件の見直しというと法律の 5 人とか 2%どうするみたいな話を想定されてしまうかもしれませんが、一応方向性は共有されてるんじゃないかなと思います。具体的には「政党法」っていうことをどこまでやるかってことは特にここで具体的に議論はされていないので、ちょっと書き方を考えてご提案をしたいと思います。

他にはお気づきの点、ご意見ありますでしょうか。それでは時間もありますので、次に行きたいと思います。そうしたら、まず最初に第１部門の改正原案について検討したいと思います。資料が三種類出ていて、どうやって進めると良いですかね。おそらく読んでいる方と読んでいない方と両方おられると思うんですけども。ポイントをご説明いただいて、それで議論をするということでも良いでしょうか。そうしたら、ちょっと量が多いかもしれませんが第１部門、全体的な要点というか、ポイントをちょっと具体的な表から説明していただければと思います。

片木淳：じゃあ、城倉さんから。

城倉啓：はい。

三木由希子：Ｂ１からお願いします。

城倉啓：はい。Ｂ１とＢ２を濱野委員から委嘱されて、「やれ」と言われていたので一応とりまとめております。Ｂ１、Ｂ２の要点ですが、日本国籍を持たない人の参政権保障なんですけれども、改正案の方から見た方が早いかも分かりません。結論的にですね、特別永住の方を日本国籍を持っている人と同じようにみなすということが一つと、もう一つは外国人には三年でしたか、過去十年間でした、永住の外国人というのは十年以上の場合国政の選挙権を有するけれども被選挙権は有さない。そして地方議会においては三年以上市町村の区域内に住所を有すると、選挙権と被選挙権を有する、と。こういう形で切り分けているものでございます。その理由が、一番長く書いてあるのは歴史的な経緯で特別永住の方はイギリスなどのパラレルがあるわけですけれども、元々選挙権・被選挙権を持っていたという経緯。そして国会議員もいたと。そういったことから良いのではないかということですね。あとは、それ以外の外国人の場合どういう風に考えるかということで、憲法が「国民」と「住民」と分けているというところにも依拠しながら、相当程度長い期間その地域に住んでいれば、地方では良いのではないかと。そして選挙権と被選挙権は裏表の関係にあると、B2 の方の資料にそのことが書いてあるんですけれども、そういう観点に立てば選挙権と被選挙権は同時に取得して良いんじゃないかと。その際に「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者連絡協議会」、「外キ協」と略していますが、そこが法律案を作っていたので、その法案を参考にして共同代表という方に来ていただいて、「三年」という数字をその案からもらっているという形です。

あと、ではなぜ国政では選挙権・被選挙権を同時に取得できないのかということなんですけれども、それはやはり権利の性質によって、そこは難しいのではないかと。ですから、言えばなりすましというような事柄がありうるだろうし、二重国籍の場合どうなるというこ

となんですけれども、そこは諸外国の例を色々、表を見ますと、やっぱりこの部分は認めていない国が多いんですね。ここに表を付けてないので申し訳ないんですが、第１部門の会議では出てきた表なんですけれども。だとすればこれは良いのではないかと。他の国を見ても「十年」という国もありましたので、比較的長目ですけれども、「十年間住んでいれば」と。ここは切り分けています。その理由付けが不十分であれば、また教えていただきたいなと思います。それがＢ1 の方です。

Ｂ2 の方も行って良いですか。それとも一個ずつやりますか。

三木由希子：いや、ちょっと時間もあるので、まとめてやっていただいた方が良いと思います。

城倉啓：先ほど言い差したところですが、Ｂ2 の方では選挙権・被選挙権は裏返しの権利であり、同時の取得が良いのではないかという論になってます。それは辻村みよ子さんという方の論でございます。被選挙権年齢が日本は国際的にも高いわけですけれども、25 歳と 30 歳。それと知事になると 30 歳ということなんですけれども、衆議院と参議院で分けている理由もちょっと判然としないということ。そのことを問題視しまして、ここは色々と議論錯綜しますが、衆と参を合わせた方が良いんじゃないか論というのがあると思います。それともう一つは、じゃあ何歳なんだと。選挙権が 18 歳に下げられたと。だったら裏返しとして 18 ではないか。ところがここで、民法の問題もありますけれども、成年年齢の議論が関わってきます。成年でないとまずいのではないかと。そしてこの秋の臨時国会は吹き飛びましたけれども、この案を作っていた当初は 18 歳成年年齢法案は出る予定だったわけですけれども、それを見込んで民法が変わった成年に合わせる、その時点での成年に合わせるというような建て付けにして、「18 歳」と書き込まないで「成年」と被選挙権は書いていると思うんですが、成年年齢を被選挙権年齢にするという改正案にいたしました。

４ページのところに抜本的法改正の内容のところで、被選挙権年齢を、衆議員選挙・参議院選挙・地方議会選挙・地方議会首長選挙において一律 18 歳に引き下げる法改正を提案する」としています。条文のところでは「成年年齢とする」としていると思うのですが。そうですね、成年年齢という形にして、18 歳というようには書いていないということです。

諸外国の状況などを、ここに３ページ以下で書いてまして、18 歳というのはまあまああるぞということ。ＯＥＣＤ加盟の国でも多いので、ということもここに付け加えておるところでございます。

効果をやっぱり期待して、若い人たちの代表がそのままその年齢で出られるならば、それこそ先ほど政治参加の話が出ましたが投票率その他、政治参加が見込まれるということを期待して、このような形で法律案にしております。なお、国会でも日本維新の会が、かなり参考にしましたが、同じような法律案を作っています。私からは大体Ｂ1・Ｂ2 以上でございます。

三木由希子：はい、ありがとうございました。少しＢ3 の資料と性質が違う内容なので、これだけでひとまずご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

小澤隆一：すみません、後ろからで申し訳ないですが、B2 の改正案なんですけれども、成年年齢という言葉を法律で使うということがどうなのか。憲法で「成年者による普通選挙を保障する」って書いてあって、それをそのまんま法律で、要するに繰り返すっていうのは、具体化してないじゃないかって。こういうことになってしまうんで、やっぱりここで言う成年年齢ってどうしても民法上の成年年齢に引きずられる可能性があると思うんですよね。一応この間の流れとしては民法の成年年齢とは別に政治参加の資格としての選挙権は考えられるっていう、こういう切り分け論で推移してきているところもあるので、一応ここはずばり年齢を入れたら良いんじゃないかと思うんですね。成年年齢になると、将来的に例えば 16 歳選挙権年齢は駄目なのかという風にそっちに引っ張られちゃう可能性もあって。

城倉啓：ありがとうございます。民法の成年年齢のことに触れているところがあるので、ちょっとそこを削りながら、おっしゃっているような被選挙権のことと民法上の成年年齢のことを切り分けて書き直したいと思います。

三木由希子：はい、他にありますでしょうか。

片木淳：今のB2 の方、B1 もちょっと言いたいことがあるんですけれど、B2 の４ページの（4）のところの表現でですね、いやこれは表現の問題で、後でまた中身よく見る時間が無かったんで、後でメール等で私の意見を申し上げたいと思いますけども、４ページの（4）の「あるべき姿」のところの２行目あたりに、「小さくされ」とか「小さくされた人々」と。これも表現の問題なんだけれども、ちょっと気になるんで。これは何かありましたかね。「人為的に小さくされ」っていう表現ですね。

城倉啓：すみません。これは私の信条の問題でございまして、聖書・キリスト教信仰の中ではしばしばこのような表現をするということなので、一般的でないことを認めますので何か違う言い方にしたいと思いますけれども、「小さくされた人々」などと言うのですね、権利が制約されている人々のことを指す言い方です。

片木淳：そうですか。それとさっき、小澤さんから言われた通りなんですけれども、2 頁の下から 7 行目あたりの、選挙権と被選挙権は表裏の関係だと前段はずっと言っていて、そこでまた表裏なのに民法だとまた横から入ってくるっていうね、そこの論理がおかしいなというのは同じ意見です。それからB1、外国人の参政権の問題、これ良いですか。

三木由希子：はいどうぞ。

片木淳：さっきも言われたように、ちょっと今回時間が無かったのでまだよく見てないんで、また第 1 部門会議でやるのか、メールでやるのかは別として、私からの意見ももう少し細かく申し上げたいなと思いますが、時間がありませんので簡単に気になるところだけ申し上げたいと思います。これ結論的にはほぼこんなもので良いんじゃないかと実は思っていますが、こないだも一応第 1 部門会議で結論だったんですけれども、理屈立てとかですね、歴史事実認識についてはですね、かなりの異論というか、自信を持って私はこの通りだと言えない部分があります。で、1 つお願いは、根拠を後ろに参考で挙げられているんですけれども、どれがどの根拠なのか全体的にですね、あんまり厳密にすることは無いと思うんです

けれども、非常に争いのあるようなところについては、是非何が根拠でそのようなことを言えるのかということを、例えばちょっと簡単に申し上げますと、1 頁の（1）の歴史的な経緯の文章に入って 5 行目あたりかな、「当時の日本の軍事侵略によって本人たちの意思によらずに日本人として「同化」させられた人々である。」という表現ですね。もちろんそういう理解の歴史学者も多くおられると思うんですけれども、この辺もそうじゃないようなね、軍事侵略、まあそうですね、日本人として同化させられたというのは具体的にはどういう意味かとかね、何か非常にそういう気になるような感情が入ったような表現がね、例えば 1 頁の下から 2 行目でも、念入りに廃止されたと。議席割り当てがね。そういう色々気になる部分があるんですよ。この外国人参政権問題というのは非常に感情論も含めて、激しい論議がなされている分野ですのでね、私もいろいろそういう議論聞いてきましたが、ですからちょっと気を遣った書き方をしても良いんじゃないかと。それは 1 つは根拠がバチッとそうだろうと言える理由とか根拠を明確に書いて示していただくのと、もう 1 つは反論が出てきますから、相手から。必ず。大反対がいっぱいいるわけですからね。その反論の向こうの理由というのが並んでいるわけですよ。ですからそれについて反論が来た時に応えられるような理由付けを中に書くと。もちろん全部は書けないでしょうから想定問答的に用意すると。いうようなちょっと慎重な準備がいるんじゃないかという印象を受けました。

それから、3 頁ですけどね、3 頁の下の最高裁の判決ですね。憲法は外国人の地方議員の選挙権については住民にあたることを反対しているわけじゃないというふうに解釈しているという最高裁の判決ですけれどね、ここの理解はちょっと違うんじゃないかなと私思うのは、下から 2 つ目の段落の 2 行目の後ろの方ですけれども、同じ憲法が、「国民」という言葉も用いるために、あえて「住民」の単語を採るこの条文は、外国籍住民にも認めていると解しうると、ここは解釈ですからね、良いかもしれませんが、この解釈をしたのを最高裁の判決がしたように書いていますよね。ところが最高裁はそんなことを言っていなくて、はっきりと住民というのは日本国籍を持った国民だ、と、こう言って前段にあるんですね。だから原告が訴えているように、与えていないのは憲法違反だというのは成り立たないということですね。それで傍論と言われているんですけれども、余計なことを言ったと反対者は言うんだけれども、最高裁は傍論でね、与えても別に違憲ではない、与えないのは違憲じゃないけど与えても違憲じゃない、という言い方なんです。だからちょっとこの前後の表現の仕方は不正確ではないかと思っていますので、またちょっと判例も確認をしていただきたいと思いますね。

それから質問ですけれども、4 頁で、ちょっとこれも第 1 部門会議で議論していたんですけれども、これちょっと不勉強で分からないんだけれども、5 年以上居住した場合に課税対象になるとね、参考の 2 行上ですけれども、これは表現としては課税対象となるのは何税の話でそれは根拠は何でしたかな。

城倉啓：私も不勉強なのでもう少し確認してから正確なものを。

片木淳：ああ、そうでしたか。よろしくお願いします。まあそんなとこで細かいところはま

たメール等でお聞きしたいと思います。

三木由希子：はい。そうしたらあれですかね、内容については全体的にご検討いただいて、ファクトをはっきり書く、議論の余地が無いファクトははっきり書くっていうことでいったん整理をしていただいて、それをどう評価するかということについてはかなり様々な議論があるのは確かなので、それをどう評価するかという部分はなるべく合理性のある記述を少し整理していただくということでお願いするということになります。それと、国民と住民の区別はかなり慎重に書いた方が良いということになりますよね。はい。じゃあこの辺は片木代表とよくご相談いただいて内容の調整をやっていただければと思います。一応今はあれですよね、住基台帳には外国人の一定の条件が入っていて外国人登録だと統合されているというか、自治体レベルでは統合されているという状態になっているので、その辺とかももしかしたら念頭に置く必要があるのかなと思います。

それとあと、さっきちょっと説明を聞いていて私も気になったんですけれども、例えば何年、居住 5 年とかいったときに、色んなものを参考にしてこうした、と言うだけだと多分説明として弱いのかなという気がしますので、何故 5 年としたのか、とかその辺の根拠はもう少しちゃんと書いておいた方が良いのかなとは思います。多分城倉さんの方で聞いた先行で検討されていた皆さんの話も、5 年としたのは何故かというそれなりの根拠があったのではないかという気もしますので、そういうことも少し考慮していただいて、説明を加えていただくと良いかなと思います。あと他にありますでしょうか。

あの、ちょっと一点気になったのはＢ2 被選挙権年齢引き下げの最後の、改正により期待される効果のところなんですけど、18 歳選挙になっても 18 歳から 20 歳代の投票率は低いっていう傾向が出てしまっているので、他の項目でそこに対して状況を改善するための様々な提案を行っていて、そことパッケージで 18 歳なんですよ、18 歳の被選挙権年齢への引き下げなんですよということにしておいた方が良いのかなと。つまり下げれば上がるという話ではないということを、この間の傾向として一貫してはっきり出てしまっているところが、否定できないので、全体を見直すことで 18 歳、もう少し低い年齢から政治参加、当事者として政治参加していくことで政治を変えていくという、そういうイメージで被選挙権年齢引き下げという議論をしているんじゃないかと思いますので、そこをちょっと変えていただくと良いと思います。他に何か気になっている方いますでしょうか。

小澤隆一：すみません、確認なんですけれども、被選挙権年齢の引き下げの問題で、先ほど私は民法の方の政治をあまり意識しないで、こちらでずばり年齢で書いたらどうかと提案したんですけれども、もしかしてこの提案の中には、例えば 18 歳、19 歳あたりの議員になる人がですね、議員とかとりわけ首長に当選した場合にですね、例えば住民訴訟かなんかでもって裁判にかけられて、国立の上原さんみたいなケースを想定すれば、実際裁判の被告になってしまう。そういうことはちょっと 18 歳、19 歳には気の毒ではないかと、そういう配慮がもしかしたら働いているんでしょうか。要するに民法に引っ掛けるというのは、何かその政治的な意思を形成できるかどうか、あるいは代表になれるかどうかという、そういう配

慮とは別に、代表や首長になればこれはそれだけじゃすまないということもあるので、民法で政治に関連付けようという、そういう配慮でこれが組み立てられているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

城倉啓：ありがとうございます。今、学びました。というレベルのことでございますが、それを入れるとどうなるのでしょうか。18 と書きながらも成年年齢の引き下げを待つとか、なんかそんなようなことになるのでしょうか。

小澤隆一：もうそろそろ、それこそ 18 に成人年齢がなって、18 歳も賠償責任や民事責任を負う、ということになれば一挙に問題解決なんですけれども。

三木由希子：でもそれあれですよね。成人年齢引き下がらないからといって免責されるという議論ってすごい変な議論になりますよね。だから結局例外的にそれが 18 歳でも負うっていうことに、法律上の措置をしなきゃいけないということになると思います。やっぱり長になるということはそういうことだと思いますので。それは過酷かもしれませんけれどもリアリティーとしてはそうせざるを得ないと。つまり年齢じゃなくて役職というか、その人の立場に立つと責任がどうしても付いてきてしまうので。

城倉啓：ということは、例えば結婚したら 16 歳の方でもみなし規定がありますよね。それと似たような形にすると、そういう形で良いですか。

三木由希子：そしたら、おそらくここは更に検討していく余地がありそうなので、いったん今日の段階ではこれまでにして、お気付きのことは順次メールなどでご指摘、ご提案をいただければということにしたいと思います。

Ｂ3 はこれも城倉さんに説明していただいた方が良いですか。片木さんでよろしいですか。ではお願いします。

片木淳：Ｂ3 です。ちょっと分量が多いんですが、これはさっき説明のあった詳細版をイメージして、実はもっと多いんですけれども、参考資料も付けていますから、今日のところは 20 頁にしています。それで、ちょっと長いんでですね、皆さんのやつ、横並びも考えて短くしていきたいと思っています。それでテーマはですね、前から議論があります、サラリーマンが立候補しにくいんじゃないかというのがメインテーマです。2 つありまして、一般のサラリーマンについての立候補にあたっての休暇制度ですね。これを設けるべきではないかという議論です。そこにちらっと書いてあるんですけれども労働基準法の中で公民権行使の保障、この中に実は一部含まれるという解釈があるんですが、非常に抑制的に運用されてきた、そういう問題が 1 つあります。これは民間のサラリーマン中心の話です。それからもう 1 つはですね、公務員ももうこの際、どんどん認めていったらどうかという、議員兼職ですね。

議員になるのを認めていったらどうかという議論があります。その点についての経緯をずっと書いていますがちょっと長いんで省略します。国家公務員、地方公務員、書いてあります。で、現状でなぜそのような議論になっていってるのかという経緯がですね、3 頁の下ですけれども、地方制度調査会でもうこの何年かですね、12 年程になりますけれども、28

次地方制度調査会ぐらいからですね、よく言われているのが、最初は勤労者が議員に立候補できるようにすべきである、環境を整備しよう、というようなこと。もちろんこれは地方制度調査会ですから地方議員を中心に議論されてきました。ということで 4 頁目にいっていただきますと、次の 29 次地方制度調査会でも、で段々と議論が広がっていってるということですけれども、29 次地方制度調査会では、休暇を保障する制度、あるいは議員活動のための休職制度、議員の任期満了の復職制度、これは一般サラリーマンを頭に置いている話だと思いますけれども、そういうことを触れたと。で、この辺りからその下にあります通り、公務員についても意見があるんだけれども、議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見があるんだけれども、色々他の要素もあるので検討すべきと言われています。それから地方制度調査会ではなしに、総務省の地方議会に関する研究会というのが 2 年ほど前に報告書を出していまして、この中でまずはですね、さっき申し上げました労働基準法にも触れて、被選挙権、法定期間中の選挙運動も含まれると。被選挙権に絡む話ですけれども、選挙に出る時の法定期間中の選挙運動も含まれると解されるんだよ、という紹介が総務省の研究会でもなされ、それから公務員は地方議会の議員を兼ねることについては、色んな人材ということで良いんじゃないかということで、特にですね、ここで具体的にも指摘、結論的にそうせよと言ったわけじゃないですけれども、指摘されているのは、都道府県の職員が自分の市町村の議会議員兼ねても良いんじゃないかと。市の職員が隣の市町村の議会議員を兼ねても良いんじゃないかということは頭に置いて議論されたんですが、慎重な議論が必要で、補助金、行政が担当することとかですね、そういうことで慎重論もあったということで、まあ両論併記ですね、そういうことを言って、それからプラスですけれども公務員の立候補制限では立候補したらすぐやめたということになるわけですけれども、元の職ですね。それを緩和すると、そんなにすぐではなくて良いんじゃないかと、失職しない形ができるんじゃないかと、いうような意見もあったという指摘にとどまっていると。それから 1 番最近の 31 次地方制度調査会では、去年の 3 月ですね、そこにありますように、ここで特に無投票当選の割合が増えたりして議員のなり手不足が深刻化していると指摘されております。同じように従来からの議員の確保という観点から、休暇休職といったことの検討の必要があると言って、指摘がなされたということですね。という流れもありますので、地方議員ですけれども一般的に今回はもう解禁すると、要するにできるだけ政治に広い方面から参画ということで良いんじゃないかということです。それでまあ問題点の指摘につきましては、一般の勤労者と公務員と分けてありますが、さっき申し上げた通り労働基準法 7 条ですね、解釈が一応学問的にはまあまあ広いんですけれども、浸透していないと言いますか、7 頁の上に飛びますが、十和田観光電鉄事件の判例がありまして、この時は懲戒解雇にしちゃったんでそらおかしいだろうということで、結論は良いんですけれども、その中でですね、普通解雇に附するは格別と、つまり会社業務の遂行を著しく阻害する虞れのある場合ですね。議員になっちゃって十和田観光の議員が職員になったと。十和田市議会議員になったということで、会社業務の遂行を著しく阻害する虞れがあった場合には、

普通解雇に附するは格別と言っているんで、普通解雇良いよ、というように読まれているんですね。それを聞いて大津地裁なんかはやっぱり業務に支障をきたしたことを理由にした解雇だったんで良いよと。これは森下製薬の従業員が地元の町議会議員に当選したんですね。特別休職処分にしたことを争ったんですけれども、まあそういう判例も出ているということです。行政実例に関しては細かいところなんで省略しますが、ということで、この公民としての権利等について明確な定義を欠いているんで、抑制的な解釈になっているんじゃないかということで、もっとどんどん立候補してもらおうと。会社もそれにできる範囲で応援していくという規定にすべきじゃないかというところで言っています。6 頁にちょっとかえっていただきまして、これはネットで見ただけですけれども、下山智恵子さんという方が「新任担当者のための労働法セミナー」の中でですね、多分通説だと思うんですが、労働基準法 7 条のですね、さっき言いました公民としての権利、それから公の職務を、言ってきた時には拒んじゃいけないという規定がるんですけれども、何が該当して何が該当しないかを整理しています。6 頁にあるように左が該当ですよね。まあもちろん選挙権と被選挙権、それから最高裁の裁判官の国民審査、ということが書いてありますけれども、それに行くということで、申し出があったら拒んじゃいかん。もちろん時期変更権みたいなのもあるんですけれども。それから衆議院議員、その他の議員になるというここについてもあたるんであろうと、ていう解釈になってます。公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には拒んではならないと 7 条に書いてあった規定でした。で、色々問題重ねていますけれども、8 頁あたりですね。さっき言いましたように③はそういうことで、最高裁はちょっと抑制的ではないか。それから実際はですね、民間においては、パソナ、資生堂、楽天、富士通、吉本興業、これ前に私が見た時点で、今ちょっと最新情報じゃないかもしれませんが、そういう就業規則でですね、そういう会社では社員が公職に就いた場合に、休職を認めているところもある。これ余談ですけれども、私が指導した学生が今回当選しましたけれども、宮崎県から、最初県議会議員になって、前々回かな、国会議員になったんですけれども、その人この楽天におりました。楽天にいて宮崎県議会議員に出て、もちろん落ちたら戻ってこれると。そういう会社がいくつかあるんですね。、早稲田大学もそうなんですね。私がどっかへ出て、落ちたらまた戻ってくると。先生はそういう立場にあると。そういう所がどんどん広がっていけば良いんですけれども、まだ少ないということで、結論的には労働基準法をもっと前向きに変えると。さっき言ったように会社がありますからそれをはっきり書けばどうかなと。更にですね、立候補休暇として 2 ヵ月の立候補休暇を認めたらどうかと。これはドイツとかの例が、諸外国の例が認めていますので、それは良いんじゃないかと。それから更に、休職と復職ですね、そういうのも民間企業を含めてですね、できるだけやるような体制にしたらどうかと。もちろん民間企業がそれで経営的に困るようであればバックアップしなければと思いますけれども。という点が、立候補休暇のことです。それから公務員が 8 頁以下ですけれども、公務員ですね、実はいろんな規定があるんですが、公職選挙法は 89 条。これは非常に広くてですね、まあ要するに国と地方の公務員は政治的な職務に就いたらい

かんということですね。例外が 8 頁の枠の中にありますけれども、もちろん政治家ですね、国の。それから地方公営企業とか、そういう地方の一般の事務員じゃない職員についてはいけないとありますね。これを除いて議員になれない、立候補しちゃいけないという、在職のままですね、というふうな規定になっています。それからさっきありました通り、立候補届は受理されるんですけれども、その者は当該公務員を辞したものとみなされ、その職を失う形になる、ということで、禁止規定を置いておいて、やったら受理されるけど、元の公務員も辞めたというふうにみなす。それから立候補後に逆に公務員になった時には、立候補届が取り下げられる。というふうになっています。それから国家公務員法、今度は公務員の身分の方からですね。国家公務員による立候補の制限、地方公務員は政治的行為の制限となっていますね。それからもう 1 つは、国会議員の方からは国会法の 39 条にある。それから地方自治法の 92 条にもある。これは議員サイドから、常勤の職員なんかと兼ねてはいけないと。いうふうに複雑に重ねてきているということですね。それで我々これ撤廃したいというふうに持っていきたいと思うんですけれども、その理屈ですが、1 つはですね、立候補の自由、権利の方からいこうじゃないかということで、先ほども議論がありましたけれども、立候補の自由、これは憲法の 15 条の基本的人権だ、ということは最高裁の判決にもありますので、そこに引いておきましたけれども、基本的人権だという点と、それからこの 10 頁の最高裁判決の下線を引いた下ですけれども、更にですけれども、と同時に、個人の権利の問題だけじゃなくて民主主義全体を支えるという役割があるんで、立候補の自由はですね。まあそういう面からでもやはり立候補の自由が保障されるのが大事だ、ということを 1 つの柱にしております。それから（イ）として、2 番目の柱として、投票率の低下と議員のなり手不足っていうことでですね、さっき地方制度調査会の答申にありました通り、非常になり手が少なくなっていることは問題だということですので、その事実関係がこの辺に書いてありますが、11 頁あたりまでいきまして、まあ地方議会ははもろに出ていますね。無投票当選とか。地方議会、議員を中心とする話ですけれども、こういう兼職禁止規定を外していってどんどんなってもらえば良いじゃないかということですね。で、理屈ですけれども、この逐条解説公職選挙法というものがありますが、これによりますとですね、公務員が地位利用をして不平等だというのと、公務員の職責遂行に支障があるらしいと。両方やったら本来の地方の制度を触るじゃないかという議論ですね。それから選挙公営が強化しているのに、まあこれもちょっと分からん理由でですね、現職のまま漫然と立候補して、それで落ちたら前の職務に戻りたいという、候補者の乱立というんですかね、ちょっと変な理屈になっていますが、3 つぐらい掲げています。で、それをいちいちですね 11 頁の下に反論をしておきました。地位利用なら地位利用で禁止すれば良いと。それから職責遂行に支障があるならば休職を認めるということで良いんじゃないか。それから③については、議員のなり手が不足しているんだからどんどん出すべきじゃないか、ということで、しかも諸外国では後で言いますが、認めている所が多いということです。ただですね、まだちょっと第 1 部門で議論がありまして、国家公務員と国会議員の兼職というのはどうなんだろうかとかですね、それから地方

公務員とその所属の議員ですね、これは諸外国でも禁止している所がありますが、これについては権力分立あるいは、二元代表制という理念もありますので、あまりまずくなるのはという議論もあります。まあここら辺は細かい話ですから、国会議員なり、担当省庁で議論してもらえばいいと私は思いますが、範囲を決めていったら良いんじゃないかと、あんまり大物は、例えば国会議員と局長が兼務だっていうのはちょっとおかしいとかね、ということで一応コメントを入れてあります。まあしかし一出しですから、ばんと外すということが良いのではないかと考えています。

12 頁は諸外国の状況で、ざっと見ていただければと思いますが、非常にですね、自由に出てもらうことを推奨しようという姿勢ですよね。駄目だ駄目だと言うんじゃなしに、どんどん出てくださいという。ドイツなんかも連邦共和国基本法 48 条で休暇を書いてあるし、それから何人も議員になりたいという言っているのを妨げちゃいけない、と書いてあります。という姿勢の違いがあります。それから州議会議員についてもそこに書いてありますけれども、同じように妨害禁止とか、解雇・免職の禁止、2 か月の休暇、というふうに手厚くなっています。で 13 頁は公務員、官吏は兼職を禁止されていますけれども、立候補、その時は別に辞めなくちゃいけないいうわけではないし、一時的に停職もできる。まあ州によって違いがあります。議員が終了した時には官吏に復帰できるというようなことです。それから、フランスも短いですけれども、10 日間の休暇とかですね、これ一般のサラリーマンですけれども、まあ人口 3500 人以上ですけれどもね。それから民間被用者について、13 頁の下の方ですけれども、労働基準法みたいな労働法典というのが準用されて、国会議員になる場合の規定が準用されまして、コミューンの首長又は人口 2 万人以上のコミューンの助役、県及び州の議長、副議長のような役職に就いた時には雇用契約一時休止ということで、再選されずに復職しようとする場合には、従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できると。で、公務員は 14 頁で、派遣又は休職の扱いを受けるということでですね、イギリスはちょっと情報が無いんですけれども、まあおそらく広く認めているんだと思いますが、公務員につきましては被選挙権となることはできない、当該地方公共団体ですね。自分の地方団体の被選挙権者にはなれないということですが、一定の範囲の公務員については、いかなる地方公共団体についてもなれない。ということですね。

あるべき姿、抜本的改正の内容は今まで申し上げてきたようなことです。

それで、まずですね 15 頁のアに新労働基準法第 7 条ということで、今書いてあるやつにちょっと足したということで、15 頁の下を見ていただきますと、足したところに下線を引いてあります。7 条ですね。「第 1 号に例示する」というのを入れまして、さっき申し上げた解釈でもう入っているやつを全部入れるのとちょっと広げてあります。後で言います。それから第 2 号は公の職務、これも今まで言われていた齟齬を明確に書くというのが 1 つです。それは 1 号で、選挙権その他公民としての権利の行使ということの内容が①から⑥、1 項ですね。①から④までというものです。それで他の候補者のための法定期間中の選挙運動を入れたりですね、それからさっきの解説のものプラスですね、例えば③の憲法改正の国民

投票というのを書いてあったんですけど、これに、及び国民投票運動というのを入れました。まあ選挙運動で申し出があれば断ったらいかんということですから、国民投票運動もやろうということで入れてあります。そういうことで若干膨らませまして、前向きに労働基準法をしたいという提案であります。

それから 16 頁の下はですね、立候補休暇並びに議員活動のための休職及び復職に関する法律案、これは新法を制定したらどうかという案を作ってみました。実はですねこの立候補休暇については前の民主党が提案を、平成 13、14 年、だいぶ前ですがやってまして、それを手直ししたと。で立候補休暇の民主党案はもう少し短かったんですけれども、ここではさっき言ったように 2 か月よこせというふうにしていますし、プラスですね、民主党に無かった休職と復職の規定をここに入れたと、いうことにしてあります。それで定義の立候補休暇というのは、2 か月というところに抜本的ということで、後は民主党案とほぼ同じです。それから 18 頁はですね、これは簡単な規定なんで、実際はこういうことだけじゃ済まないだろうと思いますが、とりあえず体裁は作っておきました。7 条は議員活動のための休職ということでですね、事業主は、被用者が選挙に立候補し、当選したときは、その申し出があったら休職を認めなきゃいかんと。で給料は払わなくても良いと。で、地方公共団体は事業主に対して交付金を出すというものですね。次の 8 条で、議員でなくなった休職中の被用者の復職ということで、議員でなくなった時には本人からの申し出を要件にしていますけれども、復職させなければいけないという規定を設けたということです。それでさっき申し上げました 89 条、公職選挙法ですけれども、公職選挙法の公務員の立候補制限の規定、これについては削除、90、91 条も削除。それで、ちょっと細かく審議する暇もありませんので、20 頁の下にちらっと書いただけですけれども、「なお、地方自治法、国家公務員法、地方公務員法等についても、これに平仄を合わせて、前記条文の削除、修正を行う。」というふうに一応してあります。抜本的法改正が実現した場合の効果も先程来申し上げているものです。とりあえず説明を終わります。

三木由希子：ありがとうございました。具体的に改正法案と新法の提案をいただいていますので、もし質問があればまず質問から出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。では、内容の面で何か確認事項、ご意見等あればと思いますけれども。

ちょっと 1 点だけお願いというかですね、多分兼職と言われると、何か 2 つの職業をしているというふうに勘違いする可能性がもしかしたらあるかなというふうに、兼職というのは職の身分を維持したまま議員をするっていう意味で、一緒に同じ時期に 2 つの仕事をするわけではありませんよっていう、そういう理解。

片木淳：を禁止してるっていう趣旨ですね。

三木由希子：そうすると、固定で働かないというのは、休職してそっちの仕事は休んで、身分は維持したまま休んで、議員をするということですよね。

片木淳：そうそう。

三木由希子：多分そこがちょっと理解しにくいかもしれないという気がしてまして、問題と

してはそもそも兼職で 2 つの仕事を同時にできないという問題がまずありますと。ただし今回提案するのは、休職を保障して、休職復職を保障することで、その職を失うリスクを冒さずに議員活動ができるようにしましょうと。議員になるためのチャレンジをできるようにしましょうと。

片木淳：その兼職を禁止しているのを、ああ、兼職でないということですか。

三木由希子：いや、兼職っていうと、公務員が公務員をしながら議員をやってると勘違いされる可能性がもしかしたらあるのかなと。税金の給料二重取りとか、なんかすごくあさっての方から批判があるのかなというふうに、ちょっと兼職と休職。

片木淳：だから禁止してるっていう意味で。今ちょっと分かったんですけれども、4 頁あたりで説明してますね。歴代の大体みんな使ってるかな、兼職を。例えば 4 頁の 29 次地方制度調査会、上ですね。ここに兼職禁止の緩和の方策がとありますね。それから、まあ何かで工夫して説明をする余地はあるんでしょうけど、大体こういう言い方をしています。

三木由希子：そうですね。多分丹念に読むと理解していただけるかもしれないっていうところがあってですね、ただ同等位に現状は兼職禁止、今回は休職して復職、だからその兼職禁止の緩和っていうのが一体何なのかというところがもう少し分かりやすくどっかに出ていると。

片木淳：どこらへんが分かりにくいですか。具体的に言うと例えば、表現で最初らへんですかね、1 頁なんかも、兼職禁止の沿革、これは良いですね。兼職の禁止が付いてますからね。そうすると後はどこですかね。だから従来は兼職禁止、でそれを、まあ四字熟語みたいに考えて、〇〇をやめて、兼職禁止っていうのをやめて、休職復職という制度に変えるというイメージで、理解してもらえるんじゃないかと思うんですけども、何か誤解を招くんですかね。

只野雅人：最初に何かキャッチフレーズ的にサブタイトルを付けていただくとか、テクニカルな話なので、はじめに、とかいう形で全体の紹介文みたいな、休職をして議会へ、とか書いていただくとすごくイメージが伝わりやすいですよね。

片木淳：ああ、ここにね。サブタイトルね。

只野雅人：はい。それだけでも随分違うような、はい。

三木由希子：そうですね、はい、ありがとうございます。他にありますでしょうか。

小澤隆一：確かに私も前に読んだ本で、早稲田大学の田中愛治さんでしたか、この手のことを調べていて、そこではドイツの制度紹介で、公務休職制度。例えばキャッチフレーズなんかを考えるんであれば、議員になるための公務休職制度導入を、そんなことだと分かりやすいかなという気がいたします。

片木淳：今の話は、その表現で。

小澤隆一：ええ。今、只野さんが言われた最初のキャッチフレーズのところで分かりやすいかなというお話に触発されたということです。

片木淳：まあ、ただ公務というと広いですよね。

小澤隆一：そうなんですよね。広いですよね。

片木淳：ここの議論は主に議員なんですよね。まあ確かに首長の話もあることはあるんですがね。
小澤隆一：そうなんですよね。で、首長はここは除いているわけなんですよね。
片木淳：入れてます。のつもりなんですがね。
小澤隆一：首長も含めてなんですね。
三木由希子：公職の候補者の中に。
小澤隆一：公職の候補者ということで包括しているということですね。
片木淳：そうですね。
三木由希子：はい。太田さんどうぞ。
太田光征：太田です。前回の第 1 部門でもちょっとお話したんですけれども、自衛隊員が一応休職とはいえ、身分を保ったまま文民ではない立場で国会議員を兼職するのはちょっと危険じゃないかなと思っているんですけれどもいかがでしょうか。
片木淳：まあ危険な国家公務員他にもたくさんいるんじゃないですか。なんで自衛隊員だけがってちょっと説明できないじゃないですか。この中で書いて。書くんだったら色んな国家公務員の種類の中でこれこれはこういう理由によって、国会議員を兼務させると危ないということを皆が納得するような言い方で書かなきゃいけない。自衛隊員の人はちょっと怒るんじゃないですか。俺たちだけが認められないって。それに対して説得力あることを書ければ。だから具体的に書けるかどうかってことですよね。もっと言えば案文を示して、どう修正すればいいか、っていうことじゃないですかね。まあ齟齬が問われるんじゃないですかね。
田中久雄：基本的にこの案に賛成なんですが、よく国会議員とか都道府県議会では難しいかもしれませんけれども、市町村議会では制度の問題じゃなくて運営でね、休日会議とか夜間会議とか、特に市町村だとまさになり手がいなくて、みんな仕事をしながら議員を兼ねるというのがむしろ一般的なわけですよね。でこの場合はまあ制度的に離職とか大丈夫なようにやるっていうのがあるけれども、市町村段階なんかではね、そんなに議会が開かれるわけではないし、この制度を活用しなくても議員になって参加できるような運用の仕方ってのがもっと考えられても良いんじゃないかと。だからこのまさにこれは制度の問題なんでね、これは書けるかどうかっていうのは難しいんですけれども、先程の投票率の低下と議員のなり手不足っていうような実態が書いてありますけれども、まさにその市町村議会なんかは運営の方からもう少し休職制度等を利用しても良いですし、もし休日とか夜間、あるいは保育施設なんかを整備した形でやれば、普通の仕事をしながら議員活動もできると、いうことはもっと積極的に日本は進めていくべきだと思うんですよ。だからそういうのが何かどこかに書ければなと思ってるんですけれども、その辺もし考慮できるんであればと思います。
片木淳：はい、分かりました。ちょっと工夫してみます。さっきご紹介した地方制度調査会なんかは全部それ書いてあるんです。だから運用の問題なんですよね。だからさっき言って

いた、はじめに、みたいなやつを書く体裁になっていないんで、どういうバランスがとれるか、ちょっと書いてみようとは思いますが。一応今のやり方は、歴史的な経緯から始まって、というような様式になっているんでなかなかはめにくい。まあちょっと工夫してみたいと思います。

三木由希子：ただ問題としては地方議会、実情、兼職の議員ばっかりじゃないですよね。自営で。そこに要はサラリーマンとか会社に勤めている人とか公務員がなれないことが。人材供給が、自営とか農業とか、そういういわゆる自営に偏っていることに対してこういう提案ていう一面もあるのかなとも思いますので、そこはそのもうちょっと広い課題として議論すればいいのかなと思います。他にご意見とかありますでしょうか。

小澤隆一：応援演説になりますが、私もかねがねこの制度は日本の民主主義にとって極めて重要な制度だと思っていますね。やっぱり、政党や議会の活動が色んな人にもっと開かれたものになっていくためには、やっぱり企業や慣行、システムを変えていかなければいけない。やっぱり休職という、身分はあると、だからいずれ公務にやめれば復帰できる、その保障があって 2 期とか 3 期とかちょっと 10 年間ぐらいがんばってみようかと、こういう人が出れば、今だと完全に片道切符ですから、そのまんま政治家にしがみつくしかないわけですよね。どんなに結局腐敗していってもですね。そういうんじゃなくて、世の為人の為に 10 年間ぐらいがんばってみようという、その 10 年間食べられるだけの財布さえあれば自分はがんばれるという、こういう状況を作り出すってことは大事なことだと思いますから、ぜひ私たちの審議会の答申として提案していただければと思います。

三木由希子：はい。他にありますでしょうか。はい、じゃあどうぞ。ちょっと手短にお願いします。時間がだいぶ経ってしまっていまして。

桂協助：私も同じような感想なんですけど、供託金の問題とこの休職の配慮の無さという問題、これが日本の民主政治を相当押さえつけている、前進を抑えつけているなとかねがね思っていますので、是非実現させたいと思います。内容は非常に多岐に渡っているので、まだ結論としてはまた次回ということで、またじっくり内容を押さえていきたいと思います。

三木由希子：では、次に第 2 部門の答申案について、只野さんにご説明頂いてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

只野雅人：時間配分はどうしましょうか。

三木由希子：4 時に終わるのは無理ということで、進行悪くて申し訳ないんですが、最大 30 分延長するという位でよろしいですか。もし御用がある方は途中でご退席ください。お願いします。

只野雅人：では、ごくかいつまんでお話します。中間答申を少し入れ込む形で全体をまとめています。少し大きな話なので、まず「はじめに」という所からスタートして、全体の視点を示す。次に衆参全体を全部統一した形で今の仕組みがどうなっているか、とこういう話、どういう経緯でできたのかという話も含めて 2 で話しをしています。めくって頂いて、2 ページで、どういう問題点があるかっていう具体的な分析で衆参全体と、

こういう流れになっています。
３の所からいきます。2 ページの一番下ですけれど。
まず衆議院の問題点ですが、一つ目は小選挙区の問題…これは今回の選挙ではっきり出たと思います。もうちょっと書き足してもいいかなという気がするんですけれど。第 1 党が議席を多分 4 分の 3 くらい独占する状況が続いていると。これだけでほぼ過半数の議席が取れてしまう。
2 番目が得票率と議席率の乖離という問題が際立っていると。
3 番目には、政党本位はいいんだけれども、なかなか新しい組織が参入しにくい仕組みになっているんじゃないかと。
4 番目が「一票の較差」の問題。これは憲法問題ですね。
5 番目がですね、これはねじれの時に明らかになったように、両院でイギリス型の二大政党モデルを目指したけれども上手くいかないんじゃないですか、とこういう話です。で、どういうふうにそれを改革していくのかというのが続きですね。いくつか議論した上で、視点をまとめたんですけれども。全体を通して一番重要なのが、民意を反映した選挙制度というキャッチフレーズになります。これは最初にも書いたんですけれども、得票と議席のバランスがとれるということは前提にあるんですけれども、できるだけ有権者に色々な選択肢が提供される。それから有権者が自分が望む選択を行ったと実感できる、こういう視点が重要だということで、大方合意があったと思いますので、それが大事ということを具体的に指摘した上で方向性を示しています。
1 番目は何と言っても死票が少なくなること。死票を減らせば、得票と議席のアンバランスも小さくなっていくだろうと。これが多分一番大きな問題だろうと思います。
2 番目が、できるだけ縛りが少ない制度にしようということですね。色々な人たちが選挙に参入できるように、できるだけ拘束性が少ない仕組みが考えられないかと。大政党だけでなく、色々な人が参入できる仕組みにしましょうということです。
3 番目はですね、これは政党自体もそうですし、政党システムもそうですが全体の刷新とか新陳代謝がうまく促進されるような仕組みじゃないと困る。同じ人たちや同じ政党が議席を占め続けているだけでは困ると。
4 番目がですね、近接性ということが最近憲法でも言われたりしますけれども、やはり議員を選ぶという実感と関わるところかも知れませんが、政党だけではなくて、候補者を含めて選択をしていると。自分の意が届けられるという感覚が含まれることが大事であると、それを含めた制度設計が必要でしょうと。
5 番目が政策論争ですね、今回の選挙を見てもそうですけれども、これがなされていないと。これを中心に考えたいというのが 5 番目。
6 番目が投票価値の平等の問題と。まあ大体こんな点を考えながら制度設計をしていこうということになります。

次はですね、参議院の話ですけれども。参議院の方は、まとめるのが難しい所はあるんですけれど、一つ目はこの間問題になっていた「一票の較差」の問題ですね、これははっきりあるということです。それから、選挙区ごとに選挙区選挙では定数が大きく異なる、1 人区から 6 人区まで併存している問題があります。二番目は非常に大きい話なんですが、両院制の趣旨をどう考えるか、衆参あることの意味をどう考えるか、これがはっきりしていない、こういうことです。

具体的な方向性なんですが、これはなかなか結論を得ることが難しかったんですが、大きく二つにまとめることにしました。一番目が憲法が定める二院制の趣旨と、参議院が果たすべき役割というものを、まずははっきりさせる必要があるのではないかということですね。例えば都道府県代表という議論ありますけれど、「一票の較差」を犠牲にすることはできないでしょうということが最初の話です。それともう一つ憲法上任期が違うということが重要じゃないかということが議論の中でありました。安定した長い任期があるということを考えると、その中でそれぞれの議員さんが専門性を高めて個性を発揮していただくということに意味があるのではないかと。政党を消すことはなかなか難しいですけれど、衆院に比べると「人」の選択ということに少しウエイトを置いてみたらどうだろうかという話が出ていると。この場合ですね、かつての中選挙区みたいな仕組みはどうだという話になるんですが、中選挙区は利益誘導とか派閥政治といった問題があるんですね。そこにも配慮する必要があるというのが最後の話です。

次が、衆参共通の問題なんですけれど、二つありまして、一つが定数の問題ですね。定数削減論があるけれども、根拠がない話であるということを指摘しています。むしろ定数を増やすことにも意義があるんじゃないかといいうことですね。二番目が女性議員の比率が際立って低いということで、列国議会同盟の統計がわかりやすいと思って挙げましたけれど、衆議院だと 193 ヶ国中 165 位、今回の選挙でも多分 5 つぐらいしか議席変わらないんじゃないかと 150 位以内に入れるかどうかということで、平均を大きく下回っていると、この辺はアップデートした数字を入れます。参議院は、世界的なアベレージに近いんですね。平均が 23%、で 20%ぐらい実はありますので、ちょっとここ難しいんですけど、衆議院は特に大きな問題があるので衆議院だけ数字をあげてあります。

で、どうするかということですけれども、やっぱり投票価値の平等は大事だろうということですね。改革の方向性の一番目は、議員としての活動ができるような人数の確保は必要でしょうということ。二番目は、あとで桂さんの案の話をしないといけないんですが、要するに女性議員をどう増やすかというときにですね、クオータ制みたいな強制力を持った制度を作るのが一番手っ取り早いんですが、これはちょっと憲法問題が出てくる恐れがある、根拠は後で申し上げますけれども。まずは各党に女性候補の擁立を促すような仕組みが訴えられないかということですね。

次に具体的な提案ですね。まず議員定数ですが、なかなか決めがたいという話にはなっているんですが、いずれにしてもヨーロッパの議員数と比べると少ない。日本の人口規模からいくと、大体過去の経緯からするとですね、最低でも衆議院 500、参議院 250 くらい、できれば 600、300 くらいまでいけないかという話になりました。衆参の比率もですね、過去の経緯から大体 2 対 1 から 3 対 1 くらいになるのではないかということです。

衆議院の制度ですが、これも各国の制度を結構丁寧に検討しましたので、話がずっと出てくるんですが、基本的にはブロック制の比例代表が良かろうと、これが結論です。拘束名簿にするかどうかというのは議論があったんですけれども、今の参議院で採っている非拘束式が一番縛りが少ない、色々な候補者が出やすいのではないかということになりました。それから、選挙区の規模があまり大きいと候補者を見ながら選択するということが難しいので、規模は少し抑えながら、しかしできるだけ大きくということで、これは 9 ページの下の方に出ていますけれども、いくつか原則があって、最低 15 くらいないと比例制が確保できないだろうと。20 程度の選挙区は作ることになると。ただ北海道と沖縄は、やはり地域的な問題がありますし選挙運動をスムースにするという点で別枠にすることも許されるのではないかと、大体こういうふうな方向の提案ということです。議席配分の方式については、大きい政党有利になりますので、いわゆる最大剰余法と言われているものを基本としてはどうかと、こういうことになりました。で、先ほどもお話したように非拘束名簿式にすることが原則ですけれども、ここに女性議員の問題を少し組み込むことができないかという話が出ています。一応提案として入ったのが 11 ページですね。４－３の上の所にありますが、各党の一つのオプションとして男女交互名簿という選択肢はどうかと。元々拘束名簿で考えていたんですが、非拘束に当てはめると、うちの政党は男女交互に当選者を決めていきますと、で順番は基本的に個人の候補に対する得票で決めていくので、場合によると得票数の少ない女性議員が男性議員の上にくることもある。これはあくまでも政党が選ぶという仕組み。これ全部活かしてしまうと少し問題が出てくるんですが、政党が自分で選んでください、うちはこれでいきますという場合にはこういう仕組みを採らせたらどうかと。これは踏み込んだ提案なので、憲法上の問題も含めてご議論いただけたらと思います。

難しかったのは参議院はどうするのかということです。もちろん政党中心というのは、直接選挙なので否定できないですが、参議院というのは任期も長いので政権とも少し距離を置いて、それにふさわしい機能を考えたらどうかというのが基本的な仕組みというのが書いてあることです。具体的には、大選挙区が良いだろうと、ある程度の規模の大きい選挙区が良いだろうということについては、合意があったんですが。その先ですね、個人を選ぶ形にするのか、比例にするのかということでは、若干議論がありました。で最終的には、個人を選ぶという点では積極的意味があると。また衆参で制度が違う方がアピールもしやすいだろうということで、一応大選挙区の単記投票制という仕組みを考

えたらどうだろうという提案になっています。選挙区の規模をどのくらいにするのかというのは、なかなか難しいですけれども、単純に従来の中選挙区みたいな仕組みにしてしまうと、やはり利益政治というような弊害が出てくるだろうと。できるだけ複数の利益を相殺するという意味ではある程度規模の大きい選挙区がいいと。但し大きすぎると、人を選ぶことが難しくなりますので、中間位ですね。大体選挙区の定数で言うと 6～10 位ではどうだろうかと。例えば定数 300 を考えると、10 なら大体 30 ぐらいという感じになると思います。あんまり少ないと選挙が難しいということになりますし、小さくなりすぎると都道府県選挙区ではかつての中選挙区に近づいてしまって別の弊害が生じてしまうので、中間ぐらいを狙ったらどうだろうと。

これが私が取りまとめた全体としての方向性ということになります。どうしましょう太田委員と桂委員の意見があるんですけれど、とりあえず原案はこんな感じということです。

三木由希子：はい、ありがとうございました。では、書面で太田さんと桂さんから意見を出していただいていますので、それぞれ簡単にご説明頂いた方がよろしいでしょうか。

只野雅人：あるいは私の方からお話ししますか。

太田光征：今日のメンバーはほとんど第 2 部門で、大体みなさんわかっているので、むしろ片木代表と三木代表の意見を最初にお聞きしたいと思います。

只野雅人：では、お二人からご意見をいただくということでお願いします。

片木淳：今のお話で私が個人的に一番引っかかったことは、私は中選挙区復活は反対なんです。それは、前段で書かれていることと同じなんです。気になるのは、桂さんですか、大選挙区制は中選挙区制と名前が同じことじゃないかと中選挙区制を使えというようなご指摘があったかと思いますけど。参議院の最後の 12 ページに大選挙区単記投票制というご提案なんですが。ズバリ言うとこれは中選挙区制に戻るんじゃないということですね。確かに利益団体からの影響を相殺できるという、ここもちょっと私はよく意味がわからないところがあるんですけれども、大きくなったら離れるから影響が少なくなるのかなというふうに読んだんですけれども、ちょっとそこが明確にわからないのでその説明をお願いしたいのと。いずれにしても中選挙区の弊害が利益団体からの話だけではなしに、足の引っ張り合いをする、どぶ板選挙になる、政策の闘いでなく個人で闘うとかいうような弊害がその他にもいろいろ指摘されるということから言うと、ここで提案されている大選挙区単記投票制はやはりズバリ中選挙区制じゃないかということで、ちょっと最初に言っている中選挙区制はダメだと言っている論理と、ここの参議院の論理とが整合性があるのかなという疑問をまず思いました。それから余計なことかも知れませんけれども、加藤秀治郎さんという方が世界の選挙制度を調べて、日本みたいに大選挙区制なのに連記をとらせていないと、一人選ぶというこんな変なと、変なとはっきり言っていないけれども、そういうニュアンスで言っているので、ほぼ他にないような日本独自の制度で、それは市民の感覚から言えば、定数が複数あれば定数複数分選

ばせろと、それは多数代表制になってしまうけれども。という感じがあるので、そこら辺もどう考えるかなというふうに思っています。

只野雅人：最後の所で大選挙区という言葉を使ったのは正にそういう趣旨で、中選挙区とは違うんだということを強調したかったからなんですが。ここはちょっと議論をしたところなんですね。規模を広げると、やはり複数の支持母体が必要になってくるので、中選挙区の弊害はある程度緩和されるのではないかと、こういう話ですね。派閥の弊害を緩和するには大きい方がいいと。ただあまり大きくし過ぎると、少し有権者との距離が離れてしまうと。それから、全国区ぐらいの規模ですねというか 50 位の規模になると、これはこれで全国的な組織の影響が非常に強く出ると、まあそこまでいかない程度にとどめたらどうかというのが一つの落としどころとしては出てきたわけですが。しかしそうだったら比例の方がいいのではなかと、こういう反論も結構あったところです。一方で個人の選択ということとの兼ね合いを考えれば、ここら辺はどうだろうという提案にしたんですが、ちょっと無理があるのは確かかも知れません。

片木淳：今の点でですね、最初の方に中選挙区制度の弊害を指摘されたところからの文章的な論理整合性みたいなものをぴしっと言っているのかなという疑問抱いたんですね。中選挙区ではこういう弊害があるというのは、こっちで出てきているのは利益団体の影響だけまあ何とか相殺できるということなんだけれども、前後の論理性は、そこのところどうか。

只野雅人：まあ、問題になっていることは緩和できるだろうという結果にはなっているんですけれど。もう一つ問題になっているのは、太田さんから繰り返し指摘されていることで、これはもっともな話なんですが、政党の選挙戦略によって結果が左右されてしまうという難点はもう一つあるんですね。いわゆる共倒れ問題というのは野党にとっては深刻な話なので、そこをどうするのかと。しかし、比例にすると衆参の差が出にくいということもあります。1 票にするか 2 票にするかということについては、あまり深く議論していないですが、桂さんの方から 2 票がいいという話があるわけですね。これは選挙区のサイズによる話かも知れません。

桂協助：選挙区のサイズの問題ですけれども、片木さんが考えておられる中選挙区制のサイズというのは何でしょうか。第 2 部門では、旧中選挙区が 2 名から 5 名位でしたよね、ですから当然 2 名も入るわけですけれども、中選挙区のサイズに。大体そのあたりを 2 名から 5 名あたりですね、そのあたりを中選挙区というふうな捉え方をしたのが概ね共通認識だったんですよね。それを超えたあたりが大選挙区だと、だから小中大でいますと、片木委員の人数あたりが中選挙区で、それ以上が大選挙区。だからここで参議院で 6 ないし 10 という建て方をしているのは、私自身はこれはもう大選挙区だなという捉え方をしていたんです。片木さんの場合はどのあたりまでを中選挙区

片木淳：私はですね、桂さんのおっしゃっていたことを誤解していたのかも知れませんが。要するに、中選挙区 3 から 5 はもともと日本での伝統は 3 から 5 なんですね、要す

るに 1925 年からの制度を中選挙区と呼んでいたんですけれども。その制度の弊害は、私の捉え方だと複数だから同士討ちになる、そして引っ張り合いになって同じ政党は政策の争いをしなくなるということで、どぶ板選挙からとかいろいろな弊害が出る、というふうに理解していましたので。それが 6 人になろうが 7 人になろうがもっと多くなろうが、内容的には一緒じゃないかと。そのポイントが複数の定数なのに、1 票しか認めないというところがもともとおかしいんじゃないかという理解ですね。

桂協助：旧の中選挙区制における弊害、同じ政党の中で利益誘導合戦やって補助金とか公共事業とかを導入する争いになって、政策論争が吹っ飛んでしまったというようなことがあった訳ですけれども。参議院が、もし政党化がこのまま続いていったり更に進行していくというようなことになると、同じようなことが起こるおそれはあると思うんですけれども。政党化をなるべくなくしていく、政党や政権とは距離を置いた議員を作っていく、そういった院にしていくという、そういった流れも言われていますけれども、大事なことだと思っています。そういった中で人物の選挙という、人物あるいは個人を重視した選挙にしていくということですね。そういう中では、かつてのような中選挙区の弊害というのは起きないのではないかという捉え方をしているんですが。

片木淳：わかりました、私もちょっと不勉強で申し訳なかったんですけれども。その政党色を無くしていく参議院の制度的な担保と言いますかね、それは何でしたか。どういう工夫をするから、それはもうなくなるだろう単なる精神論だけでなくね、そういうのは何でしたかね。

只野雅人：ここは多分桂さん私とは認識のずれがある気がしますが。いずれにしても直接選挙であれば、政党色を消すことはできないわけですね、どうしたって政党が出てきてしまう。それをどこまで薄められるかという話だと思います。完全になくすことは難しい気がしますね。だから個人を選ぶと。中選挙区の場合は個人を選ぶということが強かったわけで、そこに着陸しましょうというというのがここまでの話で。どこまで消せるかは幅のある話だろうというふうに思います。問題はそこにあるわけですね、個人が前面に出てきた時に別の弊害が出てくるのではないかと。で、一応中選挙区と書いたところは、定数が 3～5 でというのが桂案で、これを 6 にすると数が多くなっちゃうんですけれど、最大 10 位で見積もると 30 ベースになる。従来の中選挙区の数が 128 とか 129、サイズがかなり大きくなる、おそらく県をまたいだ選挙区を考えることになるのではないかというイメージです。東京なんかはいくつかに分かれることになるかも知れないですけど。そうすることでどれ位何が変わるかということを見定めにくいですけれども。単記か連記かという話で、完全連記を採ると小選挙区を束ねたものになってしまって前提に反するんですけれど。あとは制限連記をどう評価するかで、これは正直どういう結果になるか見定めにくいですね。2 票持ったらどういう投票行動をとるのか、政党の戦略も難しくなる。政党色が薄まっていけばそれでいいだろうという話かも知れないですけれど。ここはあまり実は議論していないところです。

田中久雄：私は、参議院も比例代表制でいいんじゃないかと非拘束でという主張をしたんですけれども。私も参議院というのは人物ということに重点をおいた選挙制度というのが望ましいというのは同じなんですが。ただ、政党色というのはいくら拭おうと思っても拭えないというか、政党は議員を増やすというのが使命みたいなもんで、参議院だろうが何だろうが、制度がどういう仕掛けをしようが、本能的に政党の勢力を拡充をしようというのが使命みたいなものですから、拭えないと思うんですよね。ですから、参議院の方もある意味でねじれを避ける意味では緩やかな政党化というのは避けられないし、そういう流れを前提にした仕組みということで、政党色を前提にしながらできるだけ人物を選べるようなシステムにするという意味で比例代表制の非拘束ということを提案したんですけれども。それはそれとしてですね、今片木委員が言われた、大選挙区で連記制というか、完全連記は比例と同じような形になってしまうので、制限連記で2人か3人でやるとなると政党も有権者の方も選びやすいし、その中で人物も選びやすいという面で、これは僕自身も皆さんでもう少し議論した方がいいのかなという感想を持ちました。

小澤隆一：私は、衆議院の方がブロック式の比例代表で大体見当がついてきたので、それとの対比で、参議院を日本国憲法の下で2院制を構成する参議院にふさわしい選挙制度をどういうふうに考えるかということで、候補者を選ぶ大選挙区制でやったらどうかという考えですね。その趣旨は、参議院というものがあるいは参議院議員というものが、比較的任期が長くて、第2院である、衆議院に対する抑えだという位置づけを国民も議員本人も持ってもらうという、そういう意識付けのための選挙制度にこれがならないかと。今まで衆議院で中選挙区をずっとやってきたわけですね、参議院の方で中選挙区みたいなこういう制度を導入したときに、今までと違った要素が加味できないかということを考える。定数6～10というのは、1回の改選で半分ですよね、だから3～5ということですよね。だからこれは30～40ではなくて、その半分くらいになるわけですね。だからそれ位の規模の選挙区なんですよ。大体複数の都道府県を合体させたような選挙区になって、その規模で参議院議員に相応しい候補者を各政党は競って立ててもらう。参議院議員に相応しい候補者というのは、長期的な立法活動をできるような見識を持った人間を、これが参議院のエースだという人を各政党に出させて、それを有権者が選ぶ、こういうやり方をとることによって、かつての衆議院の言わばどぶ板的な中選挙区や小選挙区とは違った選挙結果が期待できないかという、これはもしかしたら夢想を含んでいるかも知れないですけど、そんなイメージを持ってこれを私は了承しています。

三木由希子：私もいくつか疑問もあってですね。参議院を人本位というのはわかるんですけれども、政党とか候補者を立てるプロセスにどういう影響を与えるのかということの影響度合いがシステム的にないと、こうして欲しいというだけだと政治は動かないというこの間の一貫した傾向というか現実でもあるので、ちょっとそこがよくわからなかったというのがあります。それと、衆議院は女性議員を増やすということで配慮してい

るんですが、参議院の方は全くない。2013 年の数字が見つかったんで見たんですけど、地方区と全国区で大体半々ぐらいで女性は出て行っているようなんですけれども、かろうじて世界平均に何となく近づいているという状況で、こういう選挙制度にした時に、衆議院のような政策的な誘導がない中で現状維持以上のことができるのかというのが、そこもよくわからなかったというのがあります。もう一つ、衆議院が大体 20 くらいの選挙区で比例で、参議院が 30～40 ですかね、1 回の選挙で半分ですね、15～20 だとすると、多分衆議院と参議院の区分けがかぶってくると、衆議院と参議院が連動したような選挙制度になっちゃう、選挙の実態になっちゃうんじゃないか、政党の動きになっちゃうんじゃないかなという気がするんですよね。つまり単位が近いと、衆議院と参議院の選出を、候補者とか選挙運動とか政治家を選んでいくプロセスが相互にかなり影響するというか深く関わって、政治システムが動いていくような形に、もしかしたらなるのかなというふうに思っていて。そこはどういうふうな考え方になるのかなというところがよくわからなかったです。つまり、制度を変えたことによるインパクトが、別々のものじゃないとすると、小選挙区入れたときのように思ってもいない事態になるという話になってしまうかなというところは、懸念材料として持ちました。感想以上のものはなくて、じゃあどうすると言われたらわからないんですが、以上です。

只野雅人：そうですね、最後に出たお話なんですが、衆議院の選挙区の規模をどうするかというのは、結論がつかなくてかなり幅を持って考えましょうということにしたんですね。あんまり少ないと大きすぎてしまう、例えば 600 ぐらいの定数で 20 の選挙区を作ると選挙区 30 ですよね、これはちょっと大き過ぎるのではないかという話があって。その位必要じゃないかという話も一方にあって、最低 20 位は選挙区作りましょうということでした。一つのサイズをもうちょっと小さくするということは、選択肢として十分あると思います。まあ 20 位でもいいよねというと選挙区はもう少し増えると。ただ、似かよってくるという問題はその通りだと思います。ここは作っていて気になったんですけど。しかし、参議院の方の選挙区を増やすと、今の都道府県選挙区に近づいてきて、合区をめぐる問題も出てくる可能性がある、これも問題かなというふうに思います。ちょっと難しいところですね。衆議院の方は、「沖縄と北海道は別でいいんじゃないか」と、こういう話も一つ出ていて、桂さんの方からはもう少し小さいサイズで 10 程度という話が出ましたかね。

桂協助：只野さんが書かれているように、少なくすると比例が成立しにくくなる困難になるという問題がある訳ですね。ただ、10 そこそこまで抑えても第 1 次の配分を全国でしておいて、あと選挙区の比例で具体的には議席配分していく訳ですけど、それを選挙区間で政党内で調整するという方法がありますので、そうしますと絞っていっても比例が成立すると。ドイツみたいに調整議席を別途に用意して配分するということになると、それはそれで問題が出てくる、反論が相当出てくると思いますけれども。政党内で調整するという方式をとりますと、調整議席を別途に用意する必要はなくて、当初から

の総定数、および当初からの選挙区の定数の中で比例が達成できるということがありますので。それは検討課題としておく必要があるのではないかと思います。

三木由希子：第 2 部門のこの選挙制度に関しては、引き続き検討、当面の結論みたいな形で提案をするという位置づけになりますかね。一応具体的な改革案を提示するということで「はじめに」のところで書いていただいているんですけれども。どこまでこの最終答申の中で詰めた話にしていくかという確認をしておいた方がいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

只野雅人：細かいところは複数選択肢を残しておくというのも一つかも知れません。選択肢をはっきりさせてくれという話があったので、とりあえず一案はっきり示したというところですね。

三木由希子：次期にも継続して議論した方がいいことではあるんですよね。第 2 部門では、おそらく多様な意見の中で苦心してまとめていただいたというところがあると思うので、一旦の取りまとめという事にはした方がいいとは思います。

只野雅人：なお検討課題というところで付け加えさせていただけるなら、今お話のあった 1 票にするか 2 票にするかとか、選挙区サイズに重ならないような工夫をすることとか、女性議員の話でもですね補助金の話が絡んでくるので、補助金制度で調整ができるという話だと憲法問題をクリアできるかもしれません。ただ、ここにはちょっと書きにくいので、

三木由希子：そうですね、そうしたら最後に今後の検討課題みたいな形で引き続き様々検討する余地がありますということを追加していただくということについては、第 2 部門としても問題はないですか。わかりました、ではそれで少し含みを持つような形にしていただいてということでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

片木淳：今の点に関係すると思うんですけれども、この中で「方向性」という表現が何回か出てきますよね。今は書かれていたように、具体案というふうにも書かれていますので、できるだけ「方向性」は取った方がいいんじゃないですか。ズバリ言ってね提案と。それでおっしゃったように先に延ばすことを書くというふうにしておいた方が迫力ある。もちろん選択肢もあるということは入れてね。私も、実は方向性と書くかどうか迷ったところがあるんですけれども。できれば最終答申ですから、「方向性」というのは削った方がいいのではないかと感じました。それと、さっきクオータ制で憲法違反の恐れがあるという議論があるというふうに、ああいう所も、ちょっと乱暴な言い方になるけれども、「憲法違反ではない」という結論は書けないものかと。我々としてどう考えるか。世間ではクオータ制を言っている人たちは当然そういう前提でしょ。ま、これは一つの提案で、ちょっと極端なことを言って申し訳ないけれども。まあそういう意味で、少し突っ込んで書けることは書いた方がいいんじゃないですかね。

只野雅人：方向性の話はですね、結局選択肢が無数にある中で、なぜこれを選ぶのかということを絞り込んでいく必要があるんですね。まずある程度の方向を決めて、そこか

ら実際色々な制度を精査してこういう方向に落ち着いてきたという、審議がそういう経過を辿っていることもあるので。いきなり結論はこれですと言われても、何で？ほかの視点もあるじゃないかということになると、ちょっと困るかなということで、議論しまして、この位の視点は考えられるでしょうという合意事項としてもありましたので、決めた次第で。緩やかなものをという意味ではない、こういうものを全部掛け合わせると、自然とこういう仕組みがついてくるでしょうとこういう感じですね。クオータについては、桂さんからも質問をいただいたので、補足しておくとですね。正直憲法学の上では、まだ熟していない問題ですね。一般には教科書では、実質的平等は構わないけれど、やり方によっては憲法問題で、特に形式的平等とか逆差別の問題で、よく引かれるのはアメリカの判例で大学の入学枠についてのバッキー事件でこれは違憲なので、内容を見ると行為することはいいということで。クオータに対する慎重な姿勢は共有されている気がしますね。ついでに言うとですね、僕の先輩で辻村みよ子先生は、例外的クオータでおっしゃっていますけれども、この本などを見ても非常に慎重な立場をとられているんですね。立法作用はあるけれど立法裁量が広く認められる条件があればという訳ですね。条件として何を挙げているかというと、例えば候補者クオータでも全定数振り分けちゃうと政党の選択の余地がなくなって問題が出てくる。例えば一部に立てるというようなことが考えられる。第一人者では少数説で有力説ですけど、何でも OK という話にはどうもならないだろうという、フランスでも違憲判決が出ていますし。全部ダメという話でもないという訳ですね。工夫の仕方では可能になるので、受け入れやすいところから提案していきましょうと、こういう感じの話かなと思っています。

三木由希子：お約束の時間をオーバーしているので、すみませんが短くお願いします。

桂協助：憲法学者は慎重だと思うんですけれども、実際に運動をされている方では、私の文章の中でも引用しましたけれども。国連の女性差別撤廃委員長さんに言わせると、日本の場合は憲法で大丈夫だと、三つの条文をあげていますけれども。14 条、44 条、47 条によって、日本の場合もクオータ制は大丈夫だとはっきりおっしゃっています。だから実際に取り組んでいる方々と、憲法学者の慎重な判断との間には落差があるのではないかと思います。

三木由希子：明確に書いた方がわかりやすいとは思うんですけれども、現実に政治の世界ではそういうことで合意ができずに法案が廃案になっているということが事実ではあるので。どこまで書くことがいいかというのは、いろいろ議論があってもいいと思います。運動的には、言い切った方が当然いいに決まっていますし、法案は作れなかったという現実もあって、そこにリアリティがあるので、只野さんにちょっと悩んでいただくしかないのかも知れないですが、これ以上の書きようはあるのかどうか。若干ご検討いただいてもいいのかなと思うんですけど。

只野雅人：辻村さんの説を紹介するというのは一番良いかも知れないですね。一番詳しい方ですし。可能だけど条件はあると、慎重に進めた方が良いと言われているんですね

実際は。拘束の少ないところから順にやって行ったらどうでしょうということも言われていて。

片木淳：時間がないのに申し訳ないですけど、今の点ですけど。要するにここに書いている文章の流れで、なぜ違憲なのかっていうことを明確に、理由を説明していただくといかも知れないですね。今の表現だと理由が書いていないのでという感じはありますので、そこは紹介していただくといいと思います。

三木由希子：それでは只野さんにご検討いただくということで、よろしくお願いします。最後に第 3 部門は、実質的にそんなに提案の内容が多い訳ではないので、私の方から両方とも説明いたします。

首長選挙に決選投票を復活させるというのが、まず一つの提案です。前段に経緯とか、各国がどうかということを書いていただいています。これは大山さんに書いていただいたんですが。ページ数がふっていないですが、3 ページ目から改正趣旨ということで、書いています。すごく簡単に説明をすると、決選投票制で、2 分の 1 を取る候補者が出るまで決選投票をするということと、決選投票は上位 2 名で行うということで。今、過半数からも選ばれていない首長が首長になれるという仕組みが望ましくないので、決選投票制にしましょうという提案です。改正条文の方は、地方自治法について法定得票数の規定について、有効投票数の総数の 4 分の 1 から 2 分の 1 の得票に改めるということですね。具体的に決選投票の方法について一番最後のページに入りまして、上位 2 名について行う、それから決選投票する場合は 2 回目の選挙をどうするかという問題が出てくるので、選挙期日の 5 日前までに告示をしなきゃいけないということで、規定を設けると。また、候補者が死亡した場合や辞退をした場合、1 人になってしまった場合は行わないということの技術的な規定を追加するということが、まず一つ目の提案になります。

二つ目ですけれども、D2 の方は政党交付金の使途についてです。これは、政党交付金そのものについては、政党をどうするかとか公的補助の対象をどうするかという抜本的な問題があるので、そこには手を付けずに、「はじめに」の所でそこを明確に書いて今回はそこまでは言っていないと。但し、世界的に見て日本の政党交付金は金額が大きいということが現実としてあります。が、一方で使途を拘束してはいけないと書いてあるということで、自由に使えるという仕組みになっていて、そこが色々と問題になっている所があるので、当面の措置として政党政策能力向上のために活用してくださいという仕組みを提案するということになります。1 ページ目から 5 ページ目までは、政党助成法ができた経緯、現状、各国の制度として日本語で拾える資料からまとめたものを付けてあります。政党助成法ができた経緯は、政治改革の 4 法が同時に動いていた時期なので経緯を全体的に書くとややこしいので、政党助成法に限ってまとめてあります。6 ページ目に改革課題と改革の方向性ということで、現状の課題としては余剰金を貯蓄している状態があるという大きな問題があって、毎日新聞の報道を見てみると、2016 年末

時点で全体で 212 億円超が各政党に貯まっているという、すごく酷いと私も思うんですが。選挙用にお金をとっておくというそういう世界ですね。それが基金という仕組みを使うことでできるようになっているということがあります。あと、政党の解散・分裂などにより不明瞭な資金の移転の発生とか。それから政治活動として問題があるんじゃないかということによる出費が度々批判されているという現状があります。政党助成法の目的は「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」となっているんですけど、実態としてはそういうふうにちゃんと使えているか判別が困難であるというところから、改革の方向性として「民主政治の健全な発展」という法目的を考えると、政策研究費に政党交付金の 5%以上を各政党があてることを義務付けることを提案しますという形にしております。政党助成法の 4 条 1 項で使途の制限を禁じているので、そこにただし書きを付ける形で「別に定める場合を除く」として、使途を一部限定するということが提案の具体的な内容になります。これが政党助成法の法目的に照らしても、こういう制限を加えること自体は十分とり得るのではないかということを説明しています。政策研究費の使途の透明性とか独立性の確保を考えたときには、別法人の設立というような、韓国のような方式が望ましいですよねということを含みとして書くということにしてあります。

今回出せているのはここまでですね。もしご意見ご質問とかがありましたら、よろしくお願いします。

片木淳：ご説明があったかもしれませんが、政策研究費 5%以上という、このチェックはどういうふうに誰がするんですか。

三木由希子：そこまで今回は提案できていないですけれども。政策研究費として独立した支出項目として報告させるか、或いは別法人とか別の受け皿を作るとすれば、独立した報告をしてもらうということになると思うんですね。ここは別法人まで書いた方がいいんじゃないかという議論もあったんですけど、いきなりそこまでは無理なんじゃないかということで曖昧にしてあります。そこまで書いた方が良ければ、少し検討して書くことを考えたいと思いますが。

片木淳：国会議員の政治資金の特別の仕組みができて、別に公表したりチェックもしていますかね、何かやっていますよね。それと同じような意味で、今お話にあったのは相手に任せるということですね。だからチェックっていう意味は、そこをどう考えるかなということなんですね。

三木由希子：政治資金の場合は国会議員会計政治団体というものを届け出る仕組みになったので、関連する団体を政治家とか国会議員が届け出ないといけない。国会議員の候補者もしないといけないという仕組みになっているんですね。それについては監査の仕組みを入れているんですけれども、形式監査なので実質人の監査はしていないので問題のある使い道がボロボロ出てきてしまうという問題があるんですね。政党助成も監査の仕組みも確かあると思うんですね。なので収支の報告というのと多分別に、例えば独立

して義務付けた場合は何か措置をしないと、法律で義務付けることの履行を確認できないということになるなと、ご指摘されて私も思いましたので、ちょっと考えなくちゃいけない課題かなと今認識しました。

片木淳：今日ちょっと初めて聞いたんで恐縮なんですが、6ページの上の課題と今の改革の方向性というのはピタリ合っているんでしょうかね。ちょっとズレているような感じがするんですが。

三木由希子：そうですね。使途に制限がない結果、貯金されていたりとか不明瞭なお金が発生したりとか、政党活動といった時の活動の中身は選挙運動とほぼ同義の可能性も否定できないなという状況にあって。政党交付金の趣旨としては、政党活動というのが民主政治の健全な発展に寄与するということなのであれば、民主政治の健全な発展のためには、政策研究活動をちゃんとしないとそうはなりませんよねと。ところが、今はその制限がないので、政党がやりたいようにやっているということで、結局政策とか政策研究に使われているかどうかが判別不可能な状態を少し改善しようと、5%以上は使っているということが、何らか義務付けて確認できるという仕組みにするということが今回の改革提案の趣旨なんですね。

片木淳：表現の問題だと思いますが、印象的に課題の所を読むともっと広い問題で、いろんなことをダメなことをやっていることをチェックしなくてはいけないんじゃないかと言っているように読めて、結論が5%以上の政策研究に充てるというのはちょっとピッタリこないような印象を受けたので、まあ表現の問題だと思いますけど。

三木由希子：わかりました。では課題の2段落目の所を少し書き方を変えて、表現というか中身の調整をしたいと思います。他にありますでしょうか。

田中久雄：今の話の続きみたいなことですが、課題の中で基金として余剰金を貯め込んでいると、不明瞭な資金の移転とか気になる支出があるというようなことを書かれているんですけれども、それに対して改革方法では、それを是として認めるという、現状は仕方がないんだということでしょうか。その辺も改革の方向性では触れていないので、そこが確かに課題と方向性があまり連動していないという印象を受けます。

三木由希子：何も問題がなくてこれを提案するということは難しいので、現状課題があるということを書かなきゃいけないと思うんですね。「はじめに」で書いているんですけれども、今回抜本的な見直し提案はしませんということを書いていて、交付金の活用ということの方法の提案としているところなんですね。但し、現状何の問題もなければこのままでもいいじゃないという話になってしまうので。現状としては、本来では政策研究に使われるべきものが、どちらかというとそうじゃないところでいっぱい問題起こしていますよねということ。だから今だと法律上使途については制限を設けてはいけないとなっている所の制限を、一部例外として制限をする根拠として、あなたたちに任せていると問題起こしますよねということを書いてしまっているというところなので、もしこの大きな問題を指摘することが、逆に言うと改革方法をわかりにくくしているよう

であれば、取ってしまってもいいと思うんですね。そうするとなぜこの話になっているのかということの説明がわかりにくということがあるので、表現を変えて説明した上で、それでもわかりにくいようであれば、そもそもこういう問題がありますよねというところは大幅にカットしてもいいかなとは思います。次回の前に、いったんこういうふうに修正して提案をするようにしますので、それでも中身があっていないと、しっくりこないということであれば、さらに修正するようにしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

桂協助：政党交付金の 5%以上政策研究に振り分けるということですけど。ずい分遠慮した提案だと思いますけど。第 1 部門でやっている供託金の廃止ということがあるわけですけど。あれを廃止できれば、政党もそこから解放されるということで、助成金も相当政策研究に振り分けられると思いますので。供託金の廃止を前提として考えれば、私は全額政策研究に充てるように義務付けてもいいようなことだと思いますけど。そこら辺はどうでしょうか。

三木由希子：もし全額ということであれば、そもそも母数の金額の見直しをしないと変な話になると思うんですね。ほかの国だと野党が政府機関を使えないということで、野党に手厚くするとか、色々な方法をとっているので。政党助成金全体の見直しはしない前提で、現実可能な範囲としてとりあえず提案を出すというレベルで今回はとどめているので。おそらく全額どうするかってなったら、政党助成金は今すごい巨額なので、もっと減らさないと、議論としてもまとまりがつかない可能性があるので、その辺は次期に政党助成法の本格的な検討をしますということにしているので。当面の提案ということにとどめてやったらどうかなと思います。次期に具体的に抜本的な見直しの検討をしますということを最後に付け加えておいた方がいいですかね。当面ということで。多分相当な金額を見直さないと、政策研究しか認めませんとなった時にはちょっと厳しいかなと思います。

片木淳：5%の積算根拠というのは何かあるんですか。

三木由希子：特に根拠はないです。どれ位にするかという議論をした時に、これぐらいだったらどうかなというのはなかなかないんですけど、ただ一般的に考えて日本の政党の政策研究レベルを考えると、巨額を言っても使えないだろうと、当面の今の状況を前提にすると、母体の金額が大きすぎるので多く割り当てると多分使いきれないだろうというところもあって、できれば 10%ぐらいというふうに書きたかったんですが。

片木淳：逆に言うと今でも使っているかも知れないですよね。5%だとみんなクリアしていて変える意味がないという事態も、ふたを開けたらどうなるかわからないという感じはありますね。

三木由希子：そうですね、支出項目の中に政治活動費のところに調査研究費というのが入っているんですね。改革提案の中に政策研究というのが一体何かということが書いてないことが議論の混乱の原因のような気もしてきましたので。

片木淳：韓国が 30%というと、桂さんがおっしゃったように低い印象はありますね。
三木由希子：韓国は確か有権者一人当たり 80 円くらいが計算の母数なんですよね。圧倒的に金額が小さいという問題があって。日本だと人口で 250 円でしたっけ。人口なので有権者数ではないという問題もあって。母数が違うというところですね。10%ぐらいが望ましいという議論をしていたので、もうちょっと多くはできるのかなという気はしますけど。もし、もうちょっと思い切った数字にしておいた方がいいということであれば、10%とか、それも選択肢かなという気はしています。
桂協助：前回言われていることだと思いますけど、日本では政策シンクタンクが非常に発達が遅れているということが言われている訳ですけど。それの一つの打開策として、この政党助成金を政党に与えて、そこからシンクタンクに流れるという、そういう構造というのは韓国でもそれはあるという報告だったと思うんですけれども。そういう方向も含めて抜本的な対策を考えていいんじゃないかと思いますが。
三木由希子：シンクタンクというのは、韓国の場合政党が自ら作ったシンクタンクなので、それ以外のシンクタンクにお金が流れる仕組みではないですね。日本のシンクタンクの脆弱さというのも、そもそも政党がシンクタンクを持っていないとか、割と企業のシンクタンクに偏ってあるとか、色々な問題はあると思うんですけれども。なので、政党が長期的な政策研究ができる体制を持つべきだというのが韓国の基本的なベースですね。短期的な政策は、政党の中の政策委員会とかがやっていて、もう少し中長期とか大統領選とかを念頭に置いた 5 年スパン位の調査研究するような役割を政策研究所っていう政党シンクタンクがやっているという住み分けをしていて。韓国のそういう話を聞いていると、割とスーッと政策研究の話が落ちるんですけれども、日本だともうちょっと具体的に説明しないと多分何を言っているのかわからない可能性がありますね、これだと。政策研究費とか政党が政策研究機能を持つべきだという方向と、それについて政党交付金を使うということそのものが、そういう提案そのものは是とされるのであれば、もう少し書き方を工夫する。これだけだとよくわからないということであれば、丸々全部次期に送るという、多分そういう話になると思います。私はどちらでもよいので。政党助成金で何かできませんかっていう話から、ここまでだったら今期でできるねという以上のことではないので。元々第 3 部門としては、政党助成金関係は、選挙制度とか政党の仕組みと大きく関わってしまうので、ここだけで短時間でできる話じゃないですねということで、第 3 部門で今回本格的な議論は避けて、ほかのいろいろな選挙制度とかが出てきた段階で、もう一度やった方がいいという判断だったんですね。なので、方向性としては少し書き加えて、もうちょっと趣旨を書き足して答申に載せるか先送りかどちらかですね。
城倉啓：第 3 部門で話があったのは、全額を政策研究というよりも、もう一つの柱は女性議員・女性議員候補者の育成のためのお金という話もあったので、それを取り下げての話でパーセンテージも若干変わっているということもあると思いますので。いずれに

いしても抜本的なとか、金額の算定表とか、そういったものは必要になってくるというのは、その通りだと思います。

三木由希子 : 女性議員の関係に関しては選挙制度と連動するので、はっきり言ってしまうと今回は無理という判断ですよね。独立して何かできるというよりも、色々な仕組みと組み合わさって初めて機能するということなので。では、もう一度書き直してみて、それでもそれだとちょっと甘いとか、よくわからないとかう話だと、ちょっともう取ってしまうということも含めて選択肢で考えてご検討いただければと思います。

すみません、1 時間も超過してしまって大変申し訳ないです。それぞれ宿題ができた状態になっているので、引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。城倉さん最後にお願いします。

城倉啓 : 事務局からは、11 月 15 日がその他の原稿も含めて締め切りなので、書き直しもその締め切りで皆さんご協力ください。イベントのお知らせですが、選挙マルシェと国際民主制度研究会というのが 11 月にあります。それと最終答申は単価 1,000 円という形で、もしよろしければ予約販売にご協力いただけると、私たち自転車操業で活動資金を先にいただきたいと思います。印刷費が結構厳しいです。今日から受け付けておりますので、帰りに受付で予約していただけるとうれしいです。それと、次期選挙市民審議会委員につきましては、今のところ引受けていただいているのが、片木代表、只野代表、三木代表と、小林幸治委員、坪郷實委員、濱野道雄委員、小澤隆一委員、小林五十鈴委員、田中久雄委員、山口真美委員、大山礼子委員、北川正恭委員、桔川純子委員です。林委員からは辞退のお申し出をいただいておりますけれども。まだ、確認できていない方々には私の方から連絡していきたいと思っています。それと、山口あずさ委員、太田光征委員、桂協助委員はとりプロの事務局員であるので、審議委員は兼ねないということを考えております。11 月 30 日の全体審議会のあとに共同代表者会議をその場でちょっとでも持てればと思いますので、共同代表の方少しだけお残り頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。